

平成22年五條市議会第3回9月定例会（第3号）

日 時 平成22年9月10日（金） 午前10時 開議

議事日程

第1 一般質問

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
1	藤富 美恵子	1 高齢者の所在確認について 2 市立小・中学校のエアコンの設置について 3 市営墓地（新墓）の駐車場等の整備について 4 国民健康保険の保険税の改正について 5 市長の政治姿勢について	部長 教育長・部長 市長・部長 市長・部長 市長
2	大谷 龍雄	1 高効率ごみ発電施設を切り離したバイオマスタウン施設の検討について (1) 高効率ごみ発電施設の問題点と計画の中止について (2) ごみ分別収集の一層の推進と発電を含まないごみ焼却施設の確保について (3) 五條市の実情と必要性に基づくバイオマス施設の検討について (4) みどり園の協定書に基づく更新等に関する協議について	市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
	大谷 龍雄	<p>2 自然エネルギーを活用した発電とその利用及び売電について</p> <p>(1) 太陽光、水力、風力を活用した発電について</p> <p>(2) 利用と売電について</p> <p>3 多発する災害から市民の生命と財産を守る消防庁舎の今井予定地への早期建設について</p> <p>4 五條市及び吉野郡の医療充実を目指す奈良県・市町村長サミットの対応について</p> <p>5 二見地区における保育行政の充実について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長</p>

- 第二 議第五十二号 五條市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例の制定について
- 第三 議第五十三号 五條市企業立地の促進等に係る市税の特別措置条例の制定について
- 第四 議第五十四号 半島振興対策実施地域指定等に係る市税の特別措置条例の一部改正について
- 第五 議第五十五号 五條市立デイサービスセンターおおとう条例の一部改正について
- 第六 議第五十六号 五條市国民健康保険条例の一部改正について
- 第七 議第五十七号 五條市公園条例の一部改正について
- 第八 議第五十八号 五條市消防署の設置、名称及び位置並びに管轄区域に関する条例の一部改正について
- 第九 議第五十九号 五條市火災予防条例の一部改正について
- 第十 議第六十号 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第十一 議第六十一号 五條市過疎地域自立促進計画の策定について
- 第十二 議第六十二号 財産の取得について
- 第十三 議第六十三号 平成二十二年五條市一般会計補正予算(第三号)議定について
- 第十四 議第六十四号 平成二十二年五條市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)議定について
- 第十五 議第六十五号 平成二十二年五條市簡易水道特別会計補正予算(第一号)議定について
- 第十六 議第六十六号 平成二十二年五條市介護保険特別会計補正予算(第一号)議定について
- 第十七 議第六十七号 平成二十二年五條市後期高齢者医療特別会計補正予算(第一号)議定について
- 第十八 認第一号 平成二十一年度五條市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認第二号 平成二十一年度五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第三号 平成二十一年度五條市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第四号 平成二十一年度五條市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第五号 平成二十一年度五條市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第六号 平成二十一年度五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 認第 七号 平成二十一年度五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 八号 平成二十一年度五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 九号 平成二十一年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 十号 平成二十一年度五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 十一号 平成二十一年度五條市水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十五名）

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
花谷	峯林	山田	益田	池上	藤富	川村	太田	堀川	吉田	山口	福塚
昭典	宏政	澄雄	吉博	輝雄	美子	家廣	好紀	浩美	雅範	耕司	実

欠席議員（なし）

市長
副市長
教育長
代表監査委員
市長公室長
総務部長
都市整備部長
生活産業部長
健康福祉部長
上下水道部長
消防長
教育部長
会計管理者
西吉野支所長
大塔支所長
監理管財課長

吉 野 晴 夫
榮 林 勝 美
赤 井 憲 釋
川 元 辰 雄
吉 田 洋 三
下 村 元 三
森 本 敬 三
櫻 井 敬 三
森 本 敏 弘
辻 本 衡 司
窪 内 佳 秀
檜 内 成 吉
谷 口 幸 雄
福 井 純 二
土 井 祥 嗣
新 井 健 夫

十三番
十四番
十五番

土 井 康 嗣
大 谷 龍 雄
田 原 清 孝

事務局職員出席者

企画財政課長 福 塚 勝 彦
秘書課長 菊 谷 眞 宜
庶務課長 上 孝 男

事務局長 川 西 敏 美
事務局次長 乾 旬
事務局係長 笹 谷 豊
事務局主任 馬 場 由 美 子
速記者 柳 ヶ 瀬 五 美

午前十時十四分再開

○議長（川村家廣）おはようございます。

ただいまから昨日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。

この際申し上げます。本日の会議中、傍聴席において映画等の撮影を許可しております。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（川村家廣）本日の日程につきましては、お手元に配付済みのおりであります。

配付漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（川村家廣）日程第一、一般質問を行います。

この際申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁はめいりよう、的確にお願いします。

この際申し上げます。一般質問は、すべて新たに設置しました質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁はすべて自席からといたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、議員各位には、一般質問の時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

○議長（川村家廣）始めに七番藤富美恵子議員の質問を許します。七番藤富美恵子議員。

〔七番 藤富美恵子質問席に〕

○七番（藤富美恵子）それでは議長より発言の許可をいただきましたので、通告順に一般質問をさせていただきます。

まず、高齢者の所在調査についてお尋ねいたします。

現在五條市には九十歳、百歳以上の方は何人おられますか。

○議長（川村家廣）森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘）七番藤富議員の一般質問に、自席よりお答えをいたします。

現在五條市における百歳以上の高齢者は本年七月一日現在、十七名でございます。男性一名、女性十六名となっております。

それから九十歳から九十九歳までの高齢者につきましては、男性百二十名、女性四百三十五名で、合計五百五十五名でございます。

以上です。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）戸籍上、住民票上では存在するのに、実際は亡くなられていたり、また家族と住んでいる人が家族と住んでおらず、行方不明になっている高齢者が各地にたくさんおられるというニュースが連日テレビ、新聞等で報道され、大問題になっておりますが、五條市における高齢者の所在調査の結果をお尋ねいたします。

○議長（川村家廣）森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘）藤富議員の再質問にお答えをいたします。

高齢者の戸籍関係につきましては、平成十九年二月十日の戸籍電算化に併せ高齢者の削除を実施し、電算化された時点で約三百人の対象者が残って

おります。

その後、平成二十二年八月現在で四十九名、内訳にしまして、百歳から百十歳が二十二名、百十歳から百二十歳が十五名、百二十歳から百三十歳が六名、百三十歳から百四十歳が六名でございます。最も古いものが明治九年で百三十四歳であります。この方々も現在資料収集中でございます。

以上です。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）家族等が死亡したということや市に届けられない限り、生存しているということになりますが、届出をしても市が削除業務を忘れたり、怠ったりした場合も実際には亡くなっていても生存しているということになります。

先日、江戸時代生まれの百八十六歳の方が戸籍上は存在していると新聞に載っております。

この際、九十歳以上の高齢者についても所在調査をし、安否の確認をすべきであると思いますが、五條市にも以前このようなことがありましたか。それと九十歳以上の高齢者の方の所在調査について実態調査、今後される予定はございますか。

○議長（川村家廣）森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘）藤富議員の再質問にお答えをいたします。

百歳以上の方につきましては、所在確認はすべて終了いたしております。

ただ、百歳未満の方については、現在介護福祉課では九月の三十日に開催されます五條市の敬老会、これの対象者が七十五歳以上ということもございまして、案内往復葉書の出欠、そういったものから確認する。完璧ではないですが、確認をさせていただくとか、あるいは宛名に尋ね当たらないとか、そういうようなことがあれば、当然それはもうきちつと実態調査をしていくと、こういう形になるうかと思っております。

また、各地区の民生委員さんによりまして、毎年十月一日現在で一人暮らしの高齢者等の訪問も行っておりますので、そんな形の中でも調査ができるのではないかなと、こういうふうにも思っております。

今現在、二十一年度の調査結果は高齢者のみで、世帯数が一千九十三世帯ございます。

本市の住民基本台帳に登録されておる方で、年金を不正受給されているというの特にはございません。

今後につきましては、住基担当課の市民課、あるいは高齢者担当課の介護福祉課との連携を密にして、更に関係機関との連絡調整を密にしながら五條市の高齢者の動向把握に努めてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）次に市立小・中学校のエアコンの設置についてお尋ねいたします。

今年の夏の平均気温は一八九八年の統計開始以来、百十三年間の中で最高を記録したそうでございます。

また、全国の広い範囲で七月十七日から八月三十日までに熱中症がきっかけと見られる死者が少なくとも四百九十六人上っております。九月に入ってから千葉県の中学校や静岡県の高校の生徒が体調不良を訴え、軽度の熱中症のような症状が見られ、大事をとって入院した生徒もいるそうでございます。

九月中旬まで真夏日となる日があると予想され、日本は長期的な温暖化傾向にあり、猛暑、熱中症対策の強化が望まれております。五條市もエアコンの設置されている学校と設置されていない学校がありますが、市立小・中学校のエアコンの設置について、市はどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（川村家廣）樫内教育部長。

○教育部長（樫内成吉）七番藤富議員の一般質問、質問事項の二、市立小・中学校のエアコンの設置について、御質問にお答えいたします。

全国的にこの夏の収まらない猛暑により、学校の教室の温度が三十度を超えて教育環境を悪くしております。

文部科学省が作成した基準では、夏期の教室の温度は三十度以下が望ましく、学習に集中できるのは二十五度から二十八度としています。

また、文部科学省の二〇〇七年、平成十九年度の調査では全国約三万三千の公立小・中学校の冷房設備の設置状況調べでは、普通教室で約一〇・二パーセント、特別教室で二一パーセントとなっております。

本市においては、小学校九、中学校六校における普通教室、特別支援学級の教室も含めて百三十六教室を使用しています。このうち冷房設備がある教室は二十三教室で、設置率は一六・九パーセントとなっております。

ちなみに、県下の十二市の小・中学校の普通教室の冷房設備の設置率は三・四三パーセントであります。

また保健室、図書室、音楽室、パソコン室、多目的室など、日常子供たちが使用する特別教室につきましては、最大限冷房設備を設置して、子供たちの学習環境を整えているところであります。

今後、全国的な学校の教室冷房化の動きや、夏休み中の授業の実施状況等を考慮し、冷房設備の設置の必要性、子供たちの健康面、また設備には多

額の費用が必要となりますので、計画的な設置等を検討して子供たちの学習環境を整えてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）はい、わかりました。計画的には非設置していただきたいと思えます。

今議会に（仮称）新金剛トンネル基本構想調査業務委託料として五百万円が補正予算で上がっております。五條から十分も走れば橋本市に、御所市にもトンネルがございます。先の見えない我が国の現状において三百億、四百億もかかるという、まず実現しないであろうトンネルに、また借金が四百六十六億円もある五條市の財政状況において、今回平成二十二年度に五百万円、また今後更に五年間で二十三年度二千万円、二十四年度一億円、二十五年度一億円、二十六年二十億円、二十七年二十億円、金剛トンネルに合計四十二億二千五百万円のお金をつぎ込むのであれば、昨日一般質問されておりましたが、二見に保育所を建てていただきたい。

また、六月議会で提案いたしました小学校六年生までの入院医療費及びヒブワクチン、そして肺炎球菌ワクチンの市の全額負担、そして今私質問させていただいておりますが、小・中学校のエアコンの設置費用等に充てていただきたいと思えます。

次に、市営墓地の駐車場等の整備についてお尋ねいたします。

私も春、秋のお彼岸、お盆には給食センターの横を通って新墓にお墓参りをいたします。車で行きますが、進入路が狭いいため、塀には車のこすった跡が見受けられます。

給食センターと駐車場の間にある田んぼを地権者の方にお問い合わせして分けていただき、道を拡幅することはできませんか。部長。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）七番藤富議員さんの一般質問にお答えをさせていただきます。

駐車場の整備ということでございます。市営墓地の新墓の駐車場の整備につきましては、昭和六十一年に墓地を拡張し、併せて北側の駐車場と進入路を整備したわけでございます。そのときに当該地権者、当時の西岡自治会長と市が、今後一切コンクリート塀の北側に存在する西岡地区の土地に対して墓地の拡張、または新設をしない約束をした経緯がございます。しかしながら平成八年に当該墓の拡張を再度計画したということがございます。しかし、過去の約束の経緯から西岡自治会より市長に反対決議が提出され、しかし市として再三再四、西岡自治会に交渉、お願いをいたしました。過去の経緯などから断念をせざるを得なかったということでございます。その後、墓地以外という公共施設として平成十五年に給食センター建設に御

協力をいただき、現在に至っているわけでございます。

以上のことから、市営墓地新墓の駐車場の整備については困難であるというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）今、道を拡幅することはできませんかという質問でございましたが、駐車場のことをお答えいただきました。

駐車場は高いところがございます。高所で狭いため、車を止める際、大変危険でお墓参りに来られている多くの皆様が困っておられます。一つ運転を間違えば、大事故になる可能性もございますので、今後起こり得るかもしれない車の転落事故を防止するため、駐車場にフェンス等の設置をしていただきたいと思います。部長、いかがですか。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）七番藤富議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

駐車場にフェンスということでございます。確かに駐車場は下の擁壁との間が高うございます。安全確保については、北側に今お話いただきました。車止めがございますが、フェンスはないという状況でございます。

ただ車が落ちるとかいうのじゃなしに、利用者の安全を更に確保することから、フェンス等の設置については、今後総合的に検討してまいりますというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）よろしくお願いたします。

次に国民健康保険の保険税の改正、引上げについてお尋ねいたします。

私は五條市国民健康保険運営協議会の委員でございます。国民健康保険、国保の保険税の引上げについてでございますが、八月二十日に行われた五條市国民健康保険運営協議会で国保の保険税の引上げについて話し合われました。

まず国保にはどのような方が加入されていますか。

○議長（川村家廣）森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘）七番藤富議員の質問にお答えをいたします。

国民健康保険にはどんな人が加入しておるかということでございます。農業従事者、あるいは自営業者、パート、アルバイトなどで健康保険に加入していない人、また退職して職場の健康保険などをやめた方、あるいは無職の人などでございます。

職場の健康保険に加入している人や生活保護を受けている人を除いて七十四歳以下のすべての人が国保の加入者になります。

以上で答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）次に何名の方が加入しておられ、それから五條市における人口の割合をお尋ねいたします。

○議長（川村家廣）森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘）七番藤富議員の再質問にお答えをいたします。

現在の加入者でございます。八月末現在で一万一千九百五十八名でございます。

五條市の全体の比率といたしましては、約三分の一が国保の加入者ということでございます。

以上でございます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）八月二十日に行われた国保の協議会では、平成二十三年四月より保険料を二〇パーセントアップ、二〇パーセントアップ、四〇パーセントアップしたいと、三通りのケースを試案されましたが、運営協議会の委員の意見は、二〇パーセントアップと四〇パーセントアップに大きく分かれました。出席者十六名のうち会長を除いた十五名の意見は、二〇パーセントアップが六名、三〇パーセントアップが一名、四〇パーセントアップが八名ございました。このままいけば、あと二、三年で基金、繰越金、共に底をつき、保険料を引き上げざるを得ない状況でございます。

今後、不景気による所得の減少、急激な高齢化の進展等に伴う保険料の減少、そして医療費の増大等を考えたときに保険税四〇パーセントの引上げもやむを得ないかとは思いますが、しかし国保の加入者の八三パーセントの方の所得が二百万円以下という五條市の現状では、一度に保険税を四〇パーセントも引き上げることについては、私はとても賛成できません。一度に四〇パーセントも引き上げれば、払えない方もたくさん出てまいります。徴収率が下がすることも当然予想されます。徴収率がわずか一パーセント下がっただけで、約七百万円の減収になります。そうすれば、何のために保険税を引き上げたのかわからなくなります。そして、保険税を払えなくなった方たちは保険証がなくなり、病

院にかかることができなくなってしまいました。このような事態を招くことは避けなければなりません。国保は平成十四年度からずっと毎年赤字でございます。基金の取崩しは吉野さんが市長になられた平成十九年度より始まっています。吉野さん、あなたが市長になる前、基金は約十億六千八百万円ありました。ところが平成十九年度で約三億四百万円取り崩し、平成二十年度では約一億五千万円、そして平成二十一年度では約二億九千九百万円の基金を取り崩したため、残りの基金は約三億一千四百万円になってしまいました。このように基金が底をつくということは、吉野さんが市長になられたときからわかっていたことで、十分予想できたことでございます。予想できていたからこそ、以前より議員が少しずつ引き上げておくべきではないかと提言しておりました。それを市長は、もう一年じっくり検討せよという市長の判断で今までほうっておいたのでございます。明らかに市長の判断ミスでございます。

また、本年一月十五日の厚生建設常任委員会では「今まで基金があったため、保険税の改正には市民の皆さんの御理解が得られないということで見送ってきました。」との説明がありました。計画性もなく市長の判断ミスで今までほうっておいた結果、今回四〇パーセントというような、びっくりするような数字が出てきたわけでございます。

五條市の国保の保険税は県内十二市の中では今一番低いのですが、しかしながら国保の保険税を高いと感じておられる方がたくさんおられます。私もそう感じております。それほど市民の皆さんの生活は大変であるということでございます。市長。

保険税の引上げについては、今回五條市国民健康保険運営協議会で大きく意見が分かれたため、後日、再度協議会を開き、話し合うことになっておりますが、市長、私は一度に国保の保険税を四〇パーセントも引き上げることが経済的負担が余りにも大きくなるため、国保に加入しておられる多くの皆さんの理解を得られないと思います。今後制度が見直され、国保の事業主体を県あるいは広域連合で一本化する動きもあることから、この様子も見ながら私は、今回の保険税の引き上げについては二〇パーセントアップにとどめておき、今後段階的に引き上げていくべきだと思いますが、市長の考えをお聞かせください。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 国保財政の状況につきましては、平成二十一年度決算を終えた段階で基金と繰越金を合わせて六億六千万円の剰余金となりました。

しかし、実質的な単年度の収支を見ると、平成十四年度から赤字が続いております。そのためここ三年間で七億六千万円、年平均で二億五千万円の基金を取り崩しております。

更に今後は、医療費の増加と保険税収の減収により、その赤字額は加速されることが予測されます。そのため、基金と繰越金を合わせた六億六千万

円は三年でなく、二年でなくなることも考えられます。

従来より保険税率の改正につきましては、重要な問題として検討してまいりましたが、今回、国保運営協議会におきまして、慎重な審議をお願いしているところであります。

審議は継続中でありまして、十分な審議を賜り、国保の健全な運営に向け、より良い提言を賜りたいと考えております。そして、その答申に基づき、協議会の御提言を十分尊重してまいりたいと考えております。

そして、以前から、十四年度から今言うたように赤字が続いております。基金は十億円ありました。大谷議員はずっとその保険料率を下げれ、下げれと言うておられた。これは議員ですね、その間、藤富議員がおっしゃるようによろしく下げれと言った意見があったら、あなたたちも今から少し上げたらどうやという意見は一切ございませんね。そして基金というものは、こういうときのためにあるものでございます。これからそういう使い切らないうちにしていくと、使い切ってからじゃなくて、今からそれを考えていく。国の方もこれを一本化しようとか、いろいろ今やっていますね。うちは藤富議員がおっしゃるようによろしく奈良県の方でも安い方でございます。一生懸命基金もあつたやつ、それを大事に使いながら今やっておるといふことでございます。

全国的に保険料率を上げなければならない、上げておつていけないというようなことが起こっておりますが、それについてこれから県も国も考えていかんなんという場面に入っておる、私、私とばかり言わずに、あなたたちもそれだったらそういう提言をしてください。人のせいにはばかりせんと。そのために基金もあつたのですよ。大谷議員は下げれと言つた議事録もありますよ。それはわかるところでしょう。自分はなんでそんなやつたらそういうことを言わなかったんですか。今まで。大谷議員が言うているから私も気を遣つて、小さいから気が、(笑声) よう言わんだんですよ。それやったら昨日も今日も、もっと早いことちよつとでも上げたらどないやつて、いかにも気ままな、自分らの議員としてのこと、何も言わずに、今から遅きに失しても、どないとしてこの国民健康保険を守つていかなければならない。そのために今審議会、遅きに失したというおしかりがあつても仕方がない。しかし、基金があつて大谷議員が言われたから、私はそれを尊重してやつてきたのですよ。そのときに上げると言うたらどないなつていますか。(議場に声あり) 賛成してくれていますか。議会で言いましたか。「委員会と言うてまっせ。」の(声あり) 聞いていません、私は。私は聞いていませんよ。私ははっきりと言うて、三年前からは聞いていません。それは、あなたに、じきに知らんことを言うておつて。(議場に声あり) そういうことで、今現在やつておるんやから、私のせい、私のせいと言わんとしてくださいます。あなたたちのせいですよ。何にもほうつておつて。そういうことを議会と言うたらどないつて、大谷議員は下げれ、下げれと言つたんでしよう。同じ議員の中で言わんといて、私のせいというよりも、どないとして考えていかんなんというのが、市民代表の議員の考え方でしよう。私をいじめるのがあなたたちの仕事と違いますやろ。国民健康保険を

どないとしていかんなん。そういうことも考えて、審議会の御意見を尊重していききたいということでございます。

○議長（川村家廣）市長に申し上げます。私見は控え目にしていただきまして、的確な答弁を願います。七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）もう、そのいじめるとかいじめないとか、そういう低レベルな話はやめていただきたいと思えます。

大谷議員は関係ございません。それは大谷議員の意見でございます。

それから今、田原議員もおっしゃっておられました、少しずつ上げておかなければいけないということは、協議会の方で今までにそういう意見は申しております。市長が聞いておられないだけです。そのことを申し上げておきます。

それから現時点では、国保の審議会では二〇パーセントアップが六名、三〇パーセントアップが一名、四〇パーセントアップが八名という、こういう意見でございました。市長、これ協議会で現時点では四〇パーセント、八名ということで過半数の方が四〇パーセントと言っておられます。

協議会の方から市長にそういう答申がきましたら、市長は四〇パーセント上げられるのですか。お尋ねします。

○議長（川村家廣）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）それよりも今までに協議会で上げれという意見があったというから、そっちの方をちよつと調べます。（「質問に対して答えてください。」の声あり）質問の本身、ないことを言うて、今までだれが上げれと、どこの協議会で言うた。まずそれからいきましよう。（議場に声あり）（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）それは、しっかり調べていただいて、また私に言っていただければいいと思えます。

それよりも私の質問は、国保の協議会では二〇パーセントアップが六名、三〇パーセントアップが一名、四〇パーセントアップが八名でございました。この結果を市長に答申しますので、ということ、四〇パーセントアップの方が多いわけです。過半数でございます。この答申を受けて、市長は国保の協議会の意見を尊重し、そのとおりにされるのですか。

今、市長の御意見を伺っておりますので、お答えください。

○議長（川村家廣）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）先に今までにね、ないような意見があったというのだから、それを取消してもらわない限り私は答弁できません。（議場に声あり）

○議長（川村家廣）ただいまの一般質問の中で、ちぐはぐしたところがございますので、資料を提出してもらおうことでよろしいですか。（議場に声あり）

暫時休憩いたします。

午前十時四十六分休憩に入る

午前十一時三十分再開

○議長（川村家廣）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁はめいりよう、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

藤富美恵子議員の一般質問に対する答弁を求めます。森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘）七番藤富議員の質問にお答えをしたいと思います。

先ほど来から以前の記録と、会議録ということでございますので、十八年の二回、十九年の二回、二十年の二回、二十一年の二回と、二十二年度の第一回ということで、一応九回にわたります。議事録をここにコピーをさせていただいております。

お尋ねの、中の問題なんです。基本的に二十一年度くらいに基金も少なくなってきたということであれば、シミュレーションをして、当然考えていく必要があるのではないかとというのが、昨年二十一年度辺りには出ておるといのが現状でございます。

以上で答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）二十一年度以前にも、十九年度、二十年度、二十一年度にもそれらしきこと、値上げをしないとけないのではないかとことを言っておられますし、私も聞いています。それから、田原議員も確かに言ったと言っておられますので、市長、私の言ったことを撤回せよと言っておられましたけれども、私は別に間違っておりません。

遅くなりますので、再度質問いたします。

私は今回の保険税の引上げについては、二〇パーセントアップにとどめておき、今後段階的に引き上げていくべきだと思いますが、再度市長の考えをお聞かせください。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） まだ、委員会は継続中でございます。出てからの判断でございます。

以上です。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） ということは、だから私が聞いておりますのは、協議会の意見は協議会の意見として市長御自身の考え方を聞いておるわけでございます。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 出てから判断をいたします。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） 現時点ではわからないということですか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 当たり前でございます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） わからないということですが、市長としての意見を持っておられないと、保険税のアップについてとにかく引き上げなければいけないということはわかっているけれども、それは一〇パーセントなのか、二〇パーセントなのか、四〇パーセントであるのか、市長の考えはないと、このように理解してよろしいですか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） そういうことをね、簡単に考えがないんやとかということと違います。思慮深くシークレットでいかなんからと、軽はずみに言うべきではないということでございます。何にも、頭の中、空っぽと違いますよ。あるんですよ。あるからこそ、思慮分別を考えて出てからいるんな人の意見も更に聞きながら決めるのであって、何も考えてないのかって、そんなあほな頭と違います。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） 何も言われませんでしたので、そのような頭かなと思ったのでございます。

このようなことは、シークレットにするようなそんな大層なことではございません。議会の方に提案されるのでございましたら、一応市長の意見というものも、しっかり持っていた上で議会の方に提案していただきたいと思えます。

私は、国保の保険税を今のところ一度に四〇パーセントも引き上げ、その急激な負担を市民に強いるような保険税の改正については私は反対であると申し上げ、次の質問に入ります。

五番目、市長の政治姿勢についてお尋ねいたします。

市長は、五條市の各自治会を回りタウンミーティングを行っていますが、先日も消防署の建て替えについて話をされ、現在の五條病院を存続させるために丹原町に消防署を建て替えたいと、そのように言っておられたと聞きました。その方は、吉野さんは消防署を丹原に建て替えたいがために自分の都合の悪いことは隠し、都合の良いところだけ自分の勝手な思いだけを市民の皆さんに話をしている、そしてまたタウンミーティングでは各部長も一緒に出席しているが、例えば市長が間違ったことを言ったとしても、部長は、市長それは間違っていますよと、間違っているとは言えないと、市長の偏った意見がまかり通らないようにすべきであると、このように言っておられましたか、市長、いかがですか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 我がまちで初めてタウンミーティングをして、市民と直接触れ合いの場を持つておるわけでございます。

私は五條病院の存続は大変必要だと、そのために近くに消防署を建てるというのも、五條病院存続のための一因になるかなと、私は信じておるわけでございます。そういう意味合いで考えております。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） 五條病院に対する消防署。今、市長からそういう意見を伺いましたが、今言わせていただきましたことは、いろんな方からいろいろ聞いております。市長、相手がだれであれ、吉野さんは現状を隠すことなく、ゆがめずに正確に市民の皆さんに話していただきたいと思えます。

次に、今、話が出ました五條病院についてでございますが、今まで私たち市議会は五條病院の医師、それから看護師の人数、産科等の診療科目を増やしていただきたい、五條病院の充実を図っていただきたいとの思いでございましたが、過日、奈良県・市町村長サミットが開かれ、荒井知事は南和医療を再構築するため、南和医療圏公立三病院、吉野病院、大淀病院、五條病院間の連携の重要性を指摘し、これら三つの救急病院を一つの拠点病院と二つの後方支援病院に役割分担する体制の再構築について検討することを決め、どの病院を拠点病院にするかについては、今後具体的に検討することのほどでございます。

市長は、五條市に新しく南和地域の拠点病院を持つてきたいのか、それとも今ある五條病院を後方支援病院にしたいのか、どのように考えておられますか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 現在、吉野郡におきましては、藤富議員がおっしゃるように、将来に向かっての医療体制をどのようにするかということは、これは現実の問題として今やっております。またその必要があるというのが、現状でございます。

どの病院を拠点病院にするか、また後方病院にするかということも踏まえてやっておるわけでございます。私は五條市長といたしまして、是非基幹病院は五條にと。また今、五條に県立五條病院が、一番大きな病院があるので、当然それを基幹病院としてほかに後方支援病院をするのが自然な形ですね。人口の割合から、いろいろなことを考え合わせても現在の五條病院が基幹病院として残していくというのが、必要かなと、正しいかなと思っております。そのためには一生懸命努力していきたいと、そのように思っております。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） 私も五條病院が拠点病院になることに対しましては賛成でございますけれども、この南和医療圏を全部賄う病院にするわけでございますから、地理的な条件を考えたときに今の五條病院にそれを持つてくるということは、大変難しいのではないかと思っております。そういうことは、無理なことというのは、市長が一番御存じじゃないんですか。タウンミーティングで阿田峯の方に拠点病院を持つてくるとか、今ある五條病院を残したいんやとか、言っておられると聞きましたが、選挙向けではなくて、本当に今サミットでどのような話があるかということをよく考えていただきます、本当のことを言っていたきたいと思えます。

御承知のとおり、南和地域に救急病院は三箇所ありますが、救急で電話をしても受け入れてもらえないことも多く、このままではいけない、この現状を何とかしなくてはいけないと、だれもが思っているわけでございますが、今の五條市の救急医療の現状は受け入れてくれる病院すら何時間も決まらず、たらし回しにされ、そのあげく手遅れになり、命を落としたという不幸な出来事がこの五條市でもございました。

五條病院は県立病院であります、残念ながら医師不足、看護師不足、財政面等から十分な緊急体制は整っておりません。今後、五條市に拠点病院を新しく建てることになるのか、今の五條病院が拠点病院となるのか、また後方支援病院になるのか、それともそれ以外になるのかどうなるのかは、これから県と南和地域の一市三町八村が決めていくこととございますが、市は、議員はもちろん市民の皆さんの意見もよく聞いていただきたいと思えます。二十四時間体制で子供を生むことができる産科も、手術をしてもらうことができる外科も、救急で電話をすれば必ず受け入れてもらえる、

断らない、そんな病院が欲しい、安心して暮らせるようにしてほしいというのが市民の皆さんの願いでございます。

それでは、最後の質問に移ります。

昨日、今日と、珍しく聞いておりませんが、市長、あなたは議会でも委員会においても市民に対しても市民に対しても、あほと言ったりののしつたりしていますが、五條市長としてこれは余りにも見苦しい、聞き苦しいのでやめていただきたいと思いますが、市長、いかがですか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） そんなこと、余り言うてないと思いませんんやけどな。（笑声、議場に声あり）……ああいうの、出て行かせたらどないですか。ああいう傍聴人。

○議長（川村家廣） 傍聴人に申し上げます。静粛に願います。傍聴人は傍聴席において騒ぎ立てることは禁止されております。

○市長（吉野晴夫） 私は常識を持った発言をしておりますから、私にそういうような言葉を言わすようなことをね、言うたときには、まあ例えは、あほつて言うていません。あほみたいな話はやめてと、（笑声）そういうことしか言うてませんので、（笑声）あなたもあほみたいな話はせんようにということは注意しておきます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） あほと言われた言葉を私はちゃんとこの耳で聞いております。私一人ではございません。市長、いつもそういう言葉をよくおっしゃいますが、まるで幼稚園、小学生の子供を見ているようでございます。市長たるもの、議員に、市民に向かって議会においても委員会においても、それ以外でも場所など関係なくあほ、あほ議員と、大きな声で怒鳴り、暴言を吐いておられますが、やめていただきたい。

最初、私は大変びっくりいたしました。市長が発する言葉とはとても思えないからでございます。まず、我が耳を疑いました。我が目を疑いました。紛れもなく市長、あなたの口から出た言葉でございます。市長のこのあほ、このような言葉は日常茶飯事でございますので、最近は少し慣れてまいりましたが、この人が我が五條市の市長かと思うと大変情けない、恥ずかしい思いでいっぱいでございます。

先日の委員会でも、市長はわざわざ市長席から立って来て、両手を口にあて、メガホンにして議員に対し、あほ、あほと、暴言を吐く市長に私はあきれて物が言えませんでした。

市長の任期は来年の四月まであと七箇月余りでございますが、吉野さんは五條市の市長です。五條市の顔でございます。五條市が恥ずかしくないように、市長としての品位を整えていただくよう、備えていただくよう、最大限の努力をしていただきたいと申し上げ、私の一般質問は終わります。（拍

手)

○議長(川村家廣) 以上で七番藤富美恵子議員の質問を終わります。

昼食のため、午後一時三十分まで休憩いたします。

午前十一時四十五分休憩に入る

午後一時二十七分再開

○議長(川村家廣) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員の質問並びに理事者側の答弁はめいりよう、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

十四番大谷龍雄議員の質問を許します。十四番大谷龍雄議員。

〔十四番大谷龍雄質問席に〕

○十四番(大谷龍雄) それでは、議長の発言許可をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問を行います。

まず、高効率ごみ発電施設を切り離れたバイオスタウン施設の検討についてでございますけれども、その前に今五條市が南阿田町、滝町の考えている土地にどのように施設を建設しようとしているのか、その確認のための質問を先にさせていただきますというふうに思います。

吉野市長の名前で滝町、南阿田町の皆さん方に郵送しました資料がここにあります。この資料に基づいて質問をしますけれども、考えている施設として一つはごみ処理施設。しかし、今度考えているごみ処理施設は熱回収施設ということになっておりますけれども、これは現在環境省が進めている高効率ごみ発電施設のことなのかどうか、答弁していただきたいと思えます。

パンフレットには、もう一つ粗大ごみ処理施設、それからリサイクルプラザ、それから最終処分場、水処理施設、管理棟、駐車場、調整池と大体系現存のみどり園にあります施設、いわゆる同じ施設を考えているということであります。そしてそれにプラス、木質ペレット等製造施設、バイオ燃料製造施設、木材関連施設、ソーラー発電施設と、こういった施設を滝町、南阿田町の一つの場所に造ろうというふうには説明されているわ

けでありますけれども、これで間違いがないかどうか、まず先に答弁いただけますか。

○議長（川村家廣）生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）十四番大谷議員さんの一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、冒頭の南阿田、滝に設置を計画しております施設、この施設についての内容でございます。

議員が持っておられる、その資料、そのとおりでございます。ごみ処理施設、今度は熱回収施設として、あとは粗大ごみ処理施設、リサイクルプラザ、最終処分場、またそれに加えてバイオ関連施設として先ほど申し添えいただきました木質ペレット等製造施設、バイオ燃料製造施設、木材関連施設等を計画しております。

それと、この熱回収施設が高効率ごみ発電施設かという質問だったと思うのですが、それはそうではございません。そして、このみどり園の今の施設にバイオ関連施設を造るということでございます。

以上で答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）それでは内容について、ちょっと質問しますよ。

考えている熱回収施設は、現在環境省が勧めている高効率ごみ施設ではないという答弁でしたけれども、そしたら質問しますけれども、補助金はなんでしょうと言っているのか。この熱回収施設に対する補助金ですね。

そして、ごみ焼却場を利用した発電施設は以前からあるんですね。だから今までのごみ処理場に引っ付けた発電施設であれば、発電効率は大体一〇パーセントなんです。今五條市が考えているごみ焼却場に引っ付けた発電施設は、発電効率何パーセントと考えているのか。それを明らかにしていただけますか。

そして、ごみ焼却炉の温度ですね。大体普通のごみ焼却炉の温度は九百度から九百五十度ですけれども、今度五條市が考えている熱回収施設のごみ焼却炉の温度は何度になるのか、何度にしなければならないのか、その辺ちょっと答えてくれますか。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）十四番大谷議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

まず、熱回収施設としては、補助金は三分の一でございます。

それと、今言っていたように、一〇パーセントという発電効率ですね。市は何パーセントかということですが、これにつきましては、今補正予算であげさせていただいております基本構想策定業務委託契約が出来て、後に明解に回答ができるかなというように考えます。

それと、焼却の温度でございます。今のみどり園施設、大体九百度から九百五十度というところでございます。

今度の施設を何度にするかということについても、先ほど同様、新しく基本構想を作った中で、ここはまたきちっと明解に回答させていただくことができると思います。

以上、答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）今、国の補助率が三分の一と考えていると、そして温度も、調査・設計に入らなければわからないと、発電効率もわからないという答弁だったのですけれども、六月議会の総務文教常任委員会との質問の中で、温度は千度以上にしなければならぬと考えているという答弁がありましたね。

そして、国の補助率については、今よりも補助率が上がるんだと、だから五條市の負担は安くなるんだという、この話もこの間、聞いているわけですが、今この本会議での質問では、補助率は三分の一と、あとの発電効率、それから温度については、やってみなければわからないという答弁なんですけれども、今もう既に滝町、南阿田の皆さん方に、こうしてパンフレットが配られているわけですが、このパンフレット自身も六月議会でどういう施設の内容か大体の答弁を求めたわけでありまして、この答弁がなかったわけですが、答弁がないその理由に、先ほどと同じように、測量業務委託料、約三百八十四万、新施設基本構想業務委託料三百万、これを議会が認めてくれて、これに基づいていわゆる測量や業務を推進しなければ地元の方々にどんなものになるかわからないというのが、答弁やったんです。しかし、議会ではこの間何かそういう答弁をしておいて、滝町、南阿田の人には主な施設の内容のパンフレットを配っているわけです。だから、この間の議員の質問に対しても、この予算を認めてもらって、この予算に基づいて調べてみなければわからないということ、いわゆるでたらめな答弁だったということを、市長名で皆さんに渡したパンフレットそのもの自身が証明しているわけですね。こんなあやふやなことでは、そりや地元の皆さん方にも真剣に考えてもらえないわけです。まず、もうその入口から責任のある答弁をしていないわけです。

そして今回、また今聞いたら、温度は何度になるか、発電する電気の効率がなんぼになるか、これはまだわからんと、こういうことです。しかし、今環境省が皆さん方に勧めている発電施設というものは、昔型の簡単なごみ焼却場に発電施設をくっつけたような施設を造りなさいというお勧めでは

ないのです。補助金を今までの三分の一よりも上げるから、そしてまた、たくさん電気を生産できる施設にしたら、その発電した電気を売って、それも収入になるからという、そういう勧めをしているわけですね、環境省は。

だから今、部長が答弁しましたけれども、こんなもの、そんな業務測量委託料とか、新施設基本構想の委託料とか、これを議会が認めて、これに基づいて調べてみなければわからないということではないのです。こんなもの、環境省の言っていることははっきりしているわけです。私の今の説明に對して、この点についても一遍答弁してくれますか。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）十四番大谷議員さんの再質問にお答えをいたします。

六月の議会の総務文教常任委員会に説明をさせていただいております。千度以上ということは説明をさせていただいたと思いますが、しかし、それをもって高効率のごみ焼却施設をということは、申しておりません。

また、千度であるから高効率のごみ焼却施設になるという意味ではなくて、あくまでも熱を蒸気に回収して、効率よく回収した熱で蒸気タービンを回してより効率の電気を発生させる、それが高効率のごみ焼却施設でございます。一概に千度以上だからといって高効率のごみ施設ということではございませんので、そこらにつきましては、熱回収施設と今、この施設に對して阿田の方、滝の方を出させていただきました。しかし、これは今の補助率、議員おっしゃるとおり三分の一で、高効率にしたら二分の一、確かにいいのはいいです。ただ、当然高温・高圧となりますので、施設の建設費は高くなりますし、高温でいくということは、安全性も十分配慮していかなければならないという意味から、後のランニングコストにおいても高価になるということも考えられます。

総合的に判断しているという中で、この基本構想の中でやっていきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）そしたらですね、現在の答弁からしますと、ごみ焼却炉に発電施設を付けるということは間違いないという答弁なんです。しかし、それが昔型の発電効率の低い発電施設になるか、今環境省が勧めている高効率の発電施設になるか、まだわからないと、現在の答弁の内容ではそうなるわけですね。まず、これも私に言わせたら、現時点でこんなことはわからないというのは無責任です。しかし現状そうやからそれに基づいて、次の質問を進めます。

まず（一）高効率ごみ発電施設の問題点と計画の中止についてというところは、現在の答弁に基づいて高効率を外してごみ発電施設の問題点と計画の中止についてというところで質問しますよ。

高効率でなくても、現在のみどり園のごみ焼却炉に発電施設をくっ付けるわけですわ、大まかに言えば。そしたらごみを燃やさなかったら発電は起らないという、そういうことになりすねん。発電させようと思つたら、ごみを燃やさなアカンということです。ところが地球環境は、やっぱり問題とか温暖化問題を解決するためにも、いろんなところから発生させているCO₂、二酸化炭素、そのほかダイオキシン、その他いろんな有害物質をなくしていかなければならないというこの目標を、日本も世界も集まって京都議定書で目標を決めているわけですわ。そしたらごみ問題は、これから更に発生を少なくするという追求をしなければならぬわけです。ごみは。どうしても出てきたごみはもう一遍使えるやつはもう一遍使う、再利用すると、リサイクルにできるものはリサイクルにすると、これもできるだけ少なくする。そして最大限努力した中で、燃やさなければならぬごみだけを燃やすという、この追求がこれからまだ求められていくのですね。そやけどごみ焼却場にくっつけた発電施設だったら、ごみ燃やしていかんことには発電しないのですよ。今地球の温暖化をなくすためにCO₂をなくしていこうと、京都議定書やらもつといろんな関係の団体、会議で世界中でやかましく言われているのですよ。この今の時代にこんなごみ燃やさなければ発電ができないような、そして同時に、まだ答弁では確定できない面がたくさんあるわけですけども、この熱回収施設というものは、国民の皆さん、市民の皆さん方の税金を使ってこれから造るような熱回収施設ではないと思います。問題点の一つはそれです。

それと、もう一つの問題は、部長から答弁ありましたけれども、ごみ焼却炉の熱を利用して水をボイラーで水蒸気にして、その水蒸気力でタービンを回して、そのタービンの回る力で発電をするわけですわ。発電機を回して発電するわけですからね。もう建設当初から、ばく大な建設費用がかかるのです。普通のごみ焼却炉を造るとちがいますんや、これ。ところが部長の答弁では、発電機を付けるということがはっきりしているのに、国の補助金は三分の一って答弁していますけれどもね。そんな今普通のごみ焼却炉に引っつけた発電施設と同じ補助率を考えているということですけども、これでは五條市の財政の負担を軽くすると思つていえるとは言えませんよ。三分の一やけど、国にもつと強力で要請して引き上げるんやというのだつたら、五條市の財政負担を少なくしようというように理解できますけれどもね。初めから負担は三分の一ですと申すおつて、そんなことね。姿勢とは考えられませんわね。

そして、もう一つの問題点は、せっかくばく大な建設費用を投入してやっても、発電量の効率が一〇パーセントくらいしかならんということです。普通のごみ焼却場に引っつけた発電施設では。そして、建設のあとの維持費ですね。維持費は、今みどり園の維持費、皆さん大体わかりますやろ。大

体十五年前の平成六年に稼働していますね。ところが、耐火れんがを中心とする修理費、何回も出ているのですよ。今大体六億ちよつとかけて修理じやなしに、それよりも規模の大きい補修をしていますけれどもね。普通の発電施設の付いていないようなごみ焼却炉でもばく大な修理費がこの間何回も議会にあがってきているのです。だから、そこに発電施設を付けたら温度も上げなければいけないし、同時に発電機、タービン、ボイラーそれぞれの修理も重なってくるわけですね。だから建設費も高くなり、それ以後の維持費も高くなるという問題が全国的に明らかになっておりますから、そんなにごみ焼却場に発電施設をくっ付けたような、そういう熱回収施設を造ろうとしているところは今ないんですわ。ところが五條はそれをやろうとしているわけですね。この点部長、どう思いますか。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 十四番大谷議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

まずごみを抑えるという、俗にいう3Rということですが、リデュース、リユース、リサイクルと、これが大変重要でございます。五條市も取り組んでおります。分別回収、そして資源回収、これは資源として、利用できるものは資源としてごみを減らして、それに係る費用を少なくしようという取組でございます。

また、確かに私も何遍も回答のときに言いました。政府のCO₂削減は地球温暖化防止という中では、大変大事な部分です。連日猛暑、酷暑の状況、これもこの前、京田辺が三十九・九度でしたかね。そういうことから考えて五條市は、奈良県は全国で一番取組が遅れましたが、五條市は奈良県の中ではトップを切つてバイオマスタウン構想も公表させていただいて、これは精神的にバイオニア精神でやっていきたいなど、こういうふうにごまかして考えております。

そして、費用が高つくつくとするのは、当然補助率を上げるといことで、高効率を二分の一、補助率はいいのですが、先ほども申しましたように、当然それに関係して、今議員も御指摘いただきましたように、建設費、ランニングコスト、そこが高つくきますので、それは発電を一〇パーセント程度にするのか、それかもつと高効率の発電を上げて二パーセント以上にするのか、そこは先ほど申し上げましたように、基本構想の中でそれが焼けるかどうか、またそういう形でごみの減量化も進める中で、併せてバイオマスタウン構想に基づく関連施設を設置するというのは、バイオマスの有効利用によって木質ペレットなどを混焼するなりし、より有効に木材の活性化も図りたいと、そういう意味でございます。

それと発電に関して、余りそういう発電を併せた施設は、今は少ないのじゃないかという御指摘でございますが、もともと環境省の補助金をもらうという形の中では、この発電というのは一つ条件でございます、それに併せて単にごみをただ燃やすという施設では、国の環境省の補助の対象には

ならないということでございますので、そこは十分今後基本構想の予算を議決いただきましたら、検討して、そこらについては、明解に回答はさせていただきますか、というふうに考えます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）やっぱりまだまだ何もわからんままに、場所を特定して、そして調査費を議会で認めよと、それを認められなければ何もわからないし答弁できないのやということでは、あかんわけですわ。場所を特定して、大体の施設をもう構想として持っている以上は、もつとちゃんと調べをして答弁、素人の私の質問くらいちゃんと答えられるようになっておかないとあきませんねん。

今の答弁では、普通のごみ焼却場に引っ付ける発電施設か、高効率ごみ発電施設かわかりませんけれども、普通のごみ焼却場に引っ付けたごみ発電施設は、大体日本全国一千三百のごみの焼却場がありますけれども、そのうちの三百程度です、現在。いいものやったらもつと皆さんしますねん。一千三百のうち、三百程度の自治体だけしかやっていないのですよ。そして、高効率ごみ発電施設はまだ十箇所もないのですよ。まして五條市が考えているようなごみ発電焼却場と、そしてその他の大型施設やら、そのほかまたバイオマス施設、これを一緒に一箇所ですべて成功しているところは日本にはまだ一箇所もないのです。だから、根本はやめておけという、根本はごみを減らしていかなあかんのに、ごみを燃やして発電するという施設は、もうこれからの環境問題の厳しい日本には合わないということですよ。

そのことを強く、例えば高効率ごみ発電施設でなくても、普通のごみ発電施設であっても、これは中止すべきだと。発電くらいほかの方法でいろいろありますねん。これからまた後で申し上げますけれども、わざわざごみを燃やして電気を起こさなくても、いっぱいあるわけです、こんなもの。

次、行きます。

ごみ分別収集の一層の推進と発電を含まないごみ焼却施設の確保、この質問には（四）のみどり園の協定書に基づく更新等に関する協議と一緒に質問しますよ。一緒に引っ付けて。これの答弁は、市長答弁してください。

御存じのように、ごみ発電施設を含まない、ごみ焼却場を確保しようと思えば、方法としたり二つありますねん。一つは現在のみどり園の周辺の方の協力をお願いして、もし協力して延長してくれるならば、現在のみどり園の場所でこれが確保できるわけです。この間六億以上も投入して、今補修してまんねん。だからもし周辺の皆さん方が協力を延長してくれたら、一つはもうそこで既に確保できますねん、金を出さんでも。

もう一つの方法は、みどり園周辺の皆さん方がどうしても、誠心誠意を持ってお願いしても、あかん場合はほかの場所に移らないかということ

すけれども、それでも先ほどから質問しておりますように、ごみを燃やして発電するような施設ではなしに、今のごみ焼却そのものの施設だけで新しいのを建てるという方法が一つです。だけど、あれだけのみどり園の施設がまだまだ、ごみ焼却炉はもう十五年たっていますけれども、リサイクル施設とか、その他の施設はまだ新しいわけですね。だから、普通でしたらみどり園の周辺の皆さん方と結ばれた協定書に基づいて皆さん方にやっぱ丁寧にみどり園の稼働協定書以上に認めてもらえないかという、まずこの誠意を持って話合いに行くというのが普通だと思っておりますけれども。

そこで市長、答弁してほしいのですけれども、ここにみどり園の協定書があります。この協定書には第三項で「ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設等の設置及び操業年限は、基本的に二十年（ただし、施設機能良好な場合、五年延長とする。）とし、稼働十五年経過時点より、次の更新等について五條市と周辺自治会の地区の皆さん方と協議するものとする。」と、こうなっているのですけれどもね。この協定書第三項の私の解釈を申し上げますと、協定書に調印していただいた以後、みどり園は平成六年九月に稼働しています。だから平成六年九月から二十年間は大きな問題がない限り、認めますよというふうに、地元の皆さん方は理解してくれらると思うんですね。次、「ただし、施設機能良好な場合、五年延長とする。」ということは、私は二十年プラス五年だと、だから五年延長していただいたときは、二十五年、あそこでね、みどり園の稼働ができるというふうに解釈するのですけれども、市長はどない解釈しているのかね。

それと、稼働十五年時点により、次の更新等について協議するとなつていますのですけれども、十五年といったら確か去年になると思うんですね、稼働が平成六年ですから、十五足したら二十一の、平成二十一年の九月がちょうど十五年になりますね。この十五年経過時点で協議するとなつていますのですけれども、吉野市長は地元の皆さん方と、もう十五年が過ぎているのですけれども、協議されたのかどうか、ちょっとこれ答弁してください。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 今、答えは、あなたが全部言うてくれたと思います。

まず、十五年経った時点で協議を始めるということが前提でございます。

基本的には二十年、そして大谷議員が言うたように施設が、設備が良好な場合は五年の延長、そういうことですね。恐らくその条約を結んだときにはあなたもおられたんでしょう。そういうことに基づいて私は十五年たった時点から、昨年から場所探しと協議は重ねておることでございます。

先に延長をお願いするべき話じゃなく、行政としたら約束を守っていくのが常識中の常識です。それに私は今まい進しているわけでございます。

先に行つて来い、行つて来いって、あなたもなんやったら今度一緒に行きますか。議員が率先して行くのやったら是非ともお願いしたい。しかし約定がある以上、それを守るのが行政。私はその責任があります。決めたのは大谷議員らのときであつたとしても。だから、それに基づいてやっておる

のに、行ってきたらどないやとか、何をおっしゃつとるのか。こういうことがあほ気な話と違うかと、私は常々言うわけです。十五年たった時点から一生懸命やっています。そのとおりです。約束は二十年、うまくいけば二十五年、そのために今やつとんでしよう。何をどないせいで言うのですか。（「議長」の声あり）私はまだしゃべつとんですよ。その約定書のとおりにはやつとんですがな。先に行つて来い、行って来いって、そんなこと書いていませんでしょう。約束は約束でしょう、二十年でしょう。（議場に声あり）何回も言わなければ、あなたわかりませんがな、今までと一緒に。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）今の答弁で重要なにはつきりしないことがあるわけですね。それは、約定書に書いてある年月どおり守ることがまず大事やと、この約定書の中身は正確に理解されていないと思うんですね。

そして同時に、今の答弁の中で、はつきりしませんので、もう一遍質問しますよ。

十五年は去年で大体経過しているわけですね。この約定書に基づいて市長自ら地区代表の皆さん方と協議したのかどうか。協議したのであれば、何年何月ごろしたのか、それを答弁してくれますか。

○議長（川村家廣）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）うちには出先機関も担当もございません。昨年からずっと継続的に協議もし、そして一応予定地においても去年からしております。

何月何日というのだったら、また調べさせてもらいますから、休憩とつていただいたら結構です。

それが何の必要があるんや。それが。（議場に声あり）昨年からちゃんと協議は継続的にしているでしょう。そして、十五年たった時点から、一応向こうから、ほうつといたかつて向こうから早く出て行けと言われてはいますがな。そうでしょう。

同じことを何回言うかなあ。愚かなことばかり。約定書に基づいてどこが私間違っていますか。あなたは、私が守ってやっていることの、何がおかしいんですか。去年の何月何日やって。何が、それが必要なんですか。（「これから言います。」の声あり）以上。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）そしたら、今の答弁の中では出先の団体やら、いろいろあるからそういう皆さん方に、地元の皆さん方と協議はしてもらったけれども、吉野市長は、この古いみどり園建設に当たって同意していただいた北山地区代表者の皆さん、越替地区代表者の皆さん、西久留野地区代表者の皆さんと吉野市長が直接会って協議はしたことないということですか。吉野市長以外の役所の幹部はしたけれども、吉野市長は直接会って協議はした

ことがないということですか。吉野市長以外の幹部の皆さん方が協議してくれているのだったら、そんな資料は要りませんから、大体何年の何月に、十五年経過から十五年経過前でも構いませんがな、大体何回やられたのか。大体の記憶で答弁してください。

吉野市長以外の幹部の皆さん方が協議をしたというのだったら、答弁は吉野市長以外の皆さんが答弁してくれますか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 私は三地区には、ときたまごあいさつには回っております。

しかし何回も申しますよ。延長ありきの話ではないんですよ。これは。私はなぜ最初から延長してくれ、延長してくれと行かんなん。約定書があるんですよ。それが優先するんですよ。そのために一生懸命するのが私の努めであります。それはね。そういうことですよ。約定書が一番です。私が頼みに行くのが一番じゃないですよ。そういうことでございます。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 十四番大谷議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

協定書の第三項に基づきまして、先ほど議員がおっしゃっていたいただいた協定書の内容はそのとおりでございますが、それにつきましては、平成十七年以来、地元の自治会、各会合で話をいろいろさせていただいておりましたが、協定書どおり操業停止と、協定書どおり他所移転、地元三自治会の主張でございます。この主張は、ずっと一貫してございまして、そういうこともあって、前榎市長の時代ですが、平成十八年四月にみどり園に施設整備室を設置したということでございます。そして、いろいろ候補地の選定等しながら、この後の経過の状況を含めて、平成二十年に協定書は今市長が申しましたように、協定書を違反するということはできません。行政がそういうことをするとすべての協定書、覚書の信用を失墜しますし、それでは行政として成り立ちませんので、そういうことで、新しい施設の候補地に今南阿田九番地を選定させていただいたということでございます。

そして、何回くらいというお話でございますが、これは地元には地元の環境保全委員会というのがございます。それは各自治会長、そして環境保全委員、各自治会から二名おられます。自治会を代表する方々でございます。その人らとお話をさせていただきました。

また、この三月の議会に、お願いすれば五十年可能じゃないかという御意見をいただきました。そういうことで、議会でいただいた意見、慎重に尊重して対応していかねければなりませんので、そういう意味を込めまして、私は四月からではございますが、五月の環境保全委員会に私も出席をさせていただきまして、そこらのことも協議をさせていただきまして、協議をさせていただきまして、地元の方からは協定書どおりやということでおしかりも受けましたし、また再度この地元の一貫した主張を再確認するような状況でございました。この協定書に基づいて、新しい施設建設ということ

が必要ということで、今進めておるということでございます。それで御理解をいただきたいと思えます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 今までの答弁を確認しますと、吉野市長自身直接みどり園に同意をいただいている北山、越替、西久留野の皆さん方との協議には参加はしておらないというふうには判断しますね。しかしほかの幹部の皆さん方は、今年の五月、また前榎市長時代にも協議をしてきたという答弁でありますけれども。

最後、もう一遍質問しますけれども、基本的には二十年、ただし施設機能良好な場合、五年延長とするという、五年延長させてもらえるかどうかの同意はこの間の協議の中でもらえているのかどうか、答弁してもらえますか。

○議長（川村家廣） 生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 十四番大谷議員の質問にお答えをさせていただきます。

基本二十年、ただし施設良好な場合、五年延長というものの延長でございます。二十年といえますと、平成二十六年になります。この平成二十六年に仕上げるべきために最大限努力をしておる状況でございます。この努力をするのがまず最優先で、今の段階で地元延長ということは、今はまだ協議はしておりません。

以上答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 部長、正確に質問しますよ。

この第三項の「ただし施設機能良好な場合、五年延長とする。」というのはね、これはみどり園の機能を言うているんちがいますか。新しくほかの場所に造ったごみ焼却場の機能のことを言うていますか、これ。正確に答弁してください、それ。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 十四番大谷議員さんの質問にお答えをいたします。

まさしくみどり園の延長のことでございます。新しい施設ではございません。みどり園の施設に対してのことでございます。これに対して期限が迫ってきている、喫緊の課題として、今努力をいたしておるということでございます。御理解をいただきたいと思えます。

以上、答弁いたします。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 皆さんこの仕事に、前の部長からずうっと専門的に携わってきているのや。私の質問わからんことあれしませんやろ。

みどり園の施設機能良好な場合は、五年延長とするということは、協定書を結んだ平成三年のときに皆さんそない言うてくれていますのやで。最近もった協議会で新たに出てきたことと違いますんやで。部長、わかりますやろ。平成三年のときに、もう既に良好なときは五年延長しますよと言うてくれていますのや、これ。だから、これももし協議を開いて、滝町・南阿田町の皆さん方に配られたパンフレットにも書いていますやろ、ここに。一番最後、「みどり園は操業約十六年を経過しました、この環境測定値が環境基準値をすべて大幅に下回っており、何ら問題は生じておりません。」って、皆さんの責任でこれを皆さんに配っているんやからね。これが本当にみどり園周辺の皆さん方にそのデータを見てもらって、これは良好やということであれば、二十年から五年間延長してもらえんという見通しがあるんちやいますか。どうですか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 三項とね、二十年で出て行くという約定もあるんですよ。まずそれに向かっているのが当然でしょう。大谷議員は一体何をどない言いたいんや。十五年たったときから、次の候補地を探し交渉するというのもうたわれているでしょう。そして基本的には二十年、最悪というのですか、最大あと五年の延長。頭から二十五年とは言っていないでしょう。こんなかみ合わないことを何回も何回も、私五時まで何時間かなと思っただけでいるのやけれどね。二十年というのは原則でしょう。うまくいけば二十五年、頭から二十五年という話じゃないでしょう。なぜこういうばかげた話を繰り返して、繰り返しなされるのか、ちよっとおかしいのと違いますか。（議場に声あり）なんぼ時間つぶしに付き合ってくれたらいいか。これ。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 十五年たったら、次の場所を探せとは、ここには書いてないのです。次の更新等ということですね、これ部長、同じのを持っていますか。市長、これ持っていますか。この更新という、更に新しいという字の意味わかりますやろ。みどり園の契約は協議によってよかったら更に更新もできるという見通しを、余裕を皆さん方与えてくれていますね。二十年やけれども、二十年たったらもうほかの場所を探せとは言っていないのです。だからこの協定書の内容すら吉野市長は正確に理解できてないのですよ。ね。（議場に声あり）だから、そんなことを大きな金を使う事業をする上において、こんな簡単な協定書ぐらいの理解はちゃんとした上で、堂々と答弁しなさい。（議場に声あり）

○議長（川村家廣） 市長、私語はやめてください。

○十四番（大谷龍雄）先ほどから地元の皆さん方に議員の方から言いに行ったらどうかと言われましたけれども、これは議長やら関係委員長とも相談させてもらって方針を決めなければならないことで、一私がここでそんなことは答弁できませんのや。

そういうことで、結局部長の答弁もこの協定書の中身に沿った答弁じゃないわけです。もう一遍言うときましようか。その理由を。

二十年やけれども、同じみどり園の施設が機能良好な場合は五年延長するとなっているのやから、答弁はほかの場所を探すのに今努力しているのやと言いますわな。だから全く私はこの協定書に基づいて質問しているのに答弁は、そちらの方がかみ合っていないのですわ。こんな短い文章の内容、あんた大学出ておって理解できないはずあれしませんやろ。吉野市長も大学出ていますやろ。

部長、もう一遍答弁しておいてくれますか。

質問しますよ。基本的には二十年（ただし施設機能良好な場合、五年延長とする。）この施設というのは、みどり園というようにあんたは解釈しているのか、みどり園以外のほかの施設というふうに解釈しているのか、もう一遍答弁しておいてください。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）みどり園でございます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣）十四番大谷議龍議員。

○十四番（大谷龍雄）それでは、次へ進みたいと思います。

次は、五條市の実績と必要性に基づくバイオマス施設の検討ですね。

御存じのように、廃棄物を再利用して有効に使うということはもう大事なことであります。だから、バイオマスにつきましては、五條市にとって必要なプラスになるバイオマスの検討は進めていっていただきたいというふうに思います。この間、五條市バイオマスタウン構想策定委員会の皆さん、また五條市バイオマス利活用推進協議会の皆さん方の努力によっていろいろ案が出されておられますけれども、そういった皆さんの意見を尊重しながら、更に行政としては五條市の現在の実態と必要性に基づいて、これでいいかどうかという、この検討は最後まで重要になってくるのではないかなというふうに申し上げておきたいと思えます。

ただバイオマスを進める上においても、五條市が滝町、南阿田町の皆さん方に示したごみ焼却施設やら粗大ごみやらりサイクルやら最終処分場やらそれと合わせてまたバイオマス施設も滝町、南阿田町の一箇所の場所ですらうとしているのですね。こんなやり方は全国には余りないのです。この間、いろいろ関連資料を調べていますけれども、バイオマス施設そのものでもペレットの設備と、そしてまた木材の端切れやらひっこを利用したエタノール

ルを作る施設、あるいはまた木材を利用した発電施設というのは、別々の地域でやっているところが多いのです。バイオマス施設そのものも一箇所に集めているというのはなかなかないですね。だからここで私が強調しておきたいのは、今五條市の吉野市長が滝町や南阿田町の皆さん方に送ったこういうやり方が果していいかどうかということを、もっと研究せないかんのではないかとということですね。

その点、一箇所に集中してやるのがいいのか、分散してやるのがいいのか、これをよく検討すべきだということが私の質問のポイントですけれども、答弁していただけますか。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 十四番大谷議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

一箇所に集めるか分散するか、しかしこの考え方なんですが、一箇所に集めて効率的に事業を行う、そして、その木質ペレットでもすべて木質ペレットにはなりません。廃材が出ます。そういうのも含めて有効に利用しようと、こういう施設を有効に利用しようというのがこの地球温暖化、また森林によるCO2削減というこういう部分、大きな国の施策に乗ってやっていきたいという中から、廃棄物処理施設として、合わせてバイオマス関連施設も設置したいと考えております。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） この際、申し上げます。大谷議員の一般質問の残り時間は三十分でございます。十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 集中してやるのがいいのか、分散するのがいいのか、これからの重要な検討課題として、検討されるように強調しておきたいと思えます。

次、大きい二番、自然エネルギーを活用した発電とその利用及び売電についてでございますけれども、御存じのように、今環境問題や経費、維持費の問題から言うても、自然にあるエネルギーを利用して発電するというのが、これが日本も世界もどこの国の方針でもそれがポイントになっているのですね。だから日本の中でも進んだところがたくさんあります。この奈良県の中でも風力発電は野迫川ですね、それから高知県の梶原町は一九九九年、このとき風力発電二基六〇〇キロワットを設置して、年間三千万から四千万の利益を上げています。また同じく梶原町では二〇〇一年、太陽光発電の補助を作りました。それが一キロ当たり二十万円、現在全世帯の五パーセント、公共施設と違いまっせ。個人の家庭の屋根に太陽光発電が設置されているのが五パーセント進んでいるのですよ。二〇〇八年のおとし、小水力発電を造っています。それと同時に、地中熱を利用した温水プール、いわゆる温泉を掘っていったら、熱い湯が湧いてきますわね。その熱を利用した温水プールですね。

福岡県の大木町ではどうかといいますと、すべての小学校に太陽光発電を設置しています。すべての小学校、個人の家庭はどうかと言いますと、太

太陽光発電は全世帯の四パーセントが普及していることですね。このように、これからごみを燃やして発電するというような環境問題にも適さない費用のかかる時代遅れのそんなごみ発電施設を造るのではなしに、こういう自然の素晴らしいエネルギーを利用して発電して、そして公共施設、余ったら売る、そういう方向を目指さなアカんのとちがいますか。先ほどの一般質問の中でも、小・中学校への冷房設備も言われております。これだけ地球温暖化で今年のような夏になりますと、大変ですね。電気代もかさみますけれども、太陽光発電を小学校や中学校の屋根に設置して、そして電気をクーラー始め小学校、中学校の必要なところに使っていくと、余れば売るといふ、この自然のエネルギーを利用した発電施設にこれからもっと検討を、力を入れなければならないと思いますけれども、どうですか。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 十四番大谷議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

太陽光とか水力、風力を利用した発電についてでございます。

太陽光発電につきましては、市の総合計画の地球温暖化防止を目指すという目標を受けて、今度計画しております新ごみ処理施設においても導入を計画しております。

一般的に申し上げまして、いろいろ先進地的なところにお聞きいたしましたですが、野迫川の風力の場合は年間百数十万赤字やというようにはお聞きしておりますし、最初の施設投資が大変ということ。いろいろ自然エネルギーですが、設置する地形的な条件、太陽光にしても風力なら風が吹かなければ、太陽光ならお日様がよく当たる、風力なら絶えず平均秒速六メートル以上、吹くような地形とか、風力にしてもいろんな低周波や電波障害、いろいろあって一長一短にはいかないと思うのです。

ただこの今CO₂を排出しないという、地球に優しいという形の発電、これはそのとおりでございます。そこらにつきましては、市としては、CO₂の削減とか地球温暖化防止の取組を進める中で、国、県等の動向及び社会経済情勢を的確に把握し、対応については総合的に判断をしていきたい、そういうふうを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 検討されているわけですけども、いろいろ問題点も言われましたけれども、もちろん風力の場合は人家、工場、いわゆる人のおられないところで、また年間を通じて風が吹くという場所も、それはもちろん選ばなアカませんわね。しかし五條市は大塔・西吉野・旧五條市を見てみ

でも、やはり人家から離れた高い丘、山がたくさんあるわけですから、条件はいい方ではないかと思えますね。

太陽光発電もこれは西吉野の奥地、大塔の奥地の一日を通じて日照時間が半分もないというところなどはちよつと無理かもしれませんが、旧五條市は、朝から夕方まで太陽の光が当たるところはたくさんあるわけですから、これは大いに条件が整っているのではないかと思います。

水力の場合も、旧五條市はもちろん、西吉野・大塔も大きな川から小さい溝川。中間の川からたくさんあります。ただ最近では温暖化と異常気象等々から年間通じて水が流れ出るというそういう川を確保するのは大変難しいですけれども、しかし今水力発電施設は小型から、中型から、大型とどんなんでもありますから、要するに農家の皆さん方が消毒をするときに噴霧器を使っていますけれども、ああいふ小さいやつからあるのです。だから、この五條市は自然エネルギーを利用する条件はかなり整っているというふうに言うてもいいのではないかと思いますので、ひとつ検討を進められたいということを強調して、次に移ります。

大きな三番、多発する災害から市民の生命と財産を守る消防庁舎の今井予定地への早期建設についてでございます。

御存じのように、地球温暖化が原因ではないかと考えられるもとで、異常気象が大変起こっております。その異常気象のもとで例えば地震で言いますと、今年の二月チリで大きな地震があつて大きな被害がありました。また七月ころは奈良県の宇陀市を震源とするマグニチュード四の地震がありました。北海道でも東北でもありました。この間の九月四日にはニュージーランドでマグニチュード七・〇の地震がありました。

そして、国の地震専門家は直下型の地震が、三十年以内に七〇パーセントの確率で来るというふうに出しております。この間から政府も三つの大きな地震が同時に来る場合もあるので、その訓練をしていますけれども、そういうふうには、今日日本も世界も地震はどこで起こるかかわらないという状況になってきておるわけですね。

地球温暖化異常気象による大雨はどうかと言いますと、日本の国内では、六月から七月にかけて岐阜、広島、佐賀で大雨が降って大きな被害を発生させました。また九月の八日、九日、きのう、おとといですね、静岡県的小山町で台風九号による被害で橋が流出しています。道路が陥没と世界的には中国、北朝鮮始め、あちらこちらで大雨、集中豪雨で大変な被害が出ております。このように、我が五條市でもいつ起こるかかわらないような状況になってきているわけでありませぬ。ところが現在の本町の消防庁舎の半分は昭和四十三年に建設した耐震の整っていない建物なんです。半分は昭和五十六年の建築基準法改正後に建っていますけれども、半分は四十三年に建っているんですよ。これだけ地震が発生し、いろんな災害が発生し、救急患者が発生し大変なときに、五條市消防署の庁舎の半分は昭和四十三年に建てた建物で耐震性が整っていないのですね。そのほかの問題も先ほどほかの議員さんからもいろいろ言われております。現状は大変な状況の中で、職員の皆さんは頑張ってくれているわけですね。だからこれはもう

借金を減らしたとか、そんなことも大事ですけれども、市民の命と財産を守らんなん消防庁舎の半分が昭和四十三年の建物やというようなことをいつまでもほうっておくわけにいかんのです。金がかかっても改築せんかんわけです。そのために、十数年前から当時の市長、議会はいわゆるいろんな総合的な調査をした上で、今井町予定地に四億円を投入して確保をしているわけですから、吉野市長になってから東中、ヘリポート、それから五條病院の関連等々の理由で丹原町に建てようということできているわけでありますけれども、しかし多くの議員の皆さんやら専門家の皆さんが考えれば、やはり吉野市長の案よりも今井町予定地に建設する方が消防庁舎の配置からしても税金の節約からしても、どんな点から考えても今井町予定地の方が、やっぱり消防庁舎として適地であるということが大体そういう考え方を皆さん理解いただいているわけです。

だから、借金を減らすことも大事ですけれども、大事な消防庁舎を、条件が整っているわけですから、早く今井の予定地に建設すると、そしてそれ以後は、面積の広い西吉野町の全域にわたって住居を構えております西吉野町にも分署を建てるということが五條市民全体の命と財産を守るベターな体制ではないかと思えますけれども、吉野市長、これはあなたが答弁してくれますか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 十四番大谷議員の御質問にお答えいたします。

以前から申し上げておりますように、本市の防災の拠点となる消防庁舎の建設につきましては、最も有利な合併特例債を活用いたしまして、一刻も早い時期に実現したいという思いには変わりはありません。

以上で答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 私が申し上げましたことや、またほかの議員さんやらいろんな専門家の皆さん方も言われていることをよく聞かれて、早く今井予定地に建設されることを強く要求させていただきます。

次、五條市及び吉野郡の医療充実を目指す奈良県・市町村長サミットの対応についてでございます。

御存じのように、五月十七日、大淀町の文化会館で五條市・吉野郡の医療充実を目指す奈良県・市町村長サミットが行われまして、その中で荒井知事から今の医師の不足、看護師不足、患者不足、財政問題等々を解決するためには三病院を同じ病院ではなしに、一つの病院をいわゆる救急病院、基本病院として、そのほかの二つの病院を後方支援病院に分割することがいいのではないかとという案を出されたわけでありますけれども、それに対して私の方は、やはり医療の専門家の皆さん方も市内に大勢おられますので、開業医やらその他医療・福祉関係者の皆さん方の意見を聞かせてもらえる体

制をとるべきではないかというふう質問させていただきました。

それ以後、また七月、再度橿原の万葉ホールにおきまして、五條市・吉野郡の南和医療等に関する協議会が立ち上げられました。そして、その協議会は十月には住民向けのシンポジウムを行う、また協議会の下部組織として病院長や地元医療関係者、実務担当者らの部会を設置する等々の方針を出されたわけでありませけれども、この間五條市として、この県知事案への対応についてどのような努力をされたのか、取組をされたのか、答弁していただけますか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 七月二十九日に開催された奈良県・市町村長サミットにつきまして、前回のサミットでは共通認識された南和医療に関する協議会の第一回目の会議が開催され、協議会設置要綱案、組織案、検討スケジュール案等が議題に出され、承認されました。

協議会会長には知事が選出され、組織、そして幹事会、事務局のほか公立病院長、地域の医療関係者等が協議する医療部会の設置がされたところでございます。

現在幹事会では一、運営形態。二、三病院の医療機能。三、負担のあり方。四、拠点病院と後方支援病院。五、住民への説明。六、地元医療関係者との連携等々を検討項目として協議をしているところであります。

今後は更に幹事会、代表幹事会、医療部会等で検討を行い、十月の第二回協議会に案件を皆で提出し、更に協議する予定になっております。推測でございますが、三病院の赤字を一市三町八村で全部負担せよというような考えが根底にあるかなと思われま。

場所をどこにするか、基幹病院をどこにするかということもさることながら、病院の運営が一市三町八村で自分らの医療だから拠出金は出してくれという方向も含めて、恐らく出てくるだろうと。また、そういうことも必要というように、基本的な考えでございます。（「十四番」の声あり）院を五條市に、できるだけ今までどおり県に御負担をお願いしていきたいというのが、基本的な考えでございます。

○議長（川村家廣） この際申し上げます。大谷議員の一般質問の残り時間は十分でございます。十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 協議会の下に下部組織として病院長や地元医療関係者、実務担当者の部会を設置というようになっていきますけれども、ここには五條の関係者の皆さん方が個人名はよろしいですけれども、何人くらい参加できたのか。ちょっとそれを明らかにしておいてくれますか。

○議長（川村家廣） 森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘） 大谷議員の質問にお答えをいたします。

メンバーといたしましては、医療部会の中には医師会、あるいは歯科医師会、あるいは薬剤師会、そこから当然各地域の代表者ということで、メンバーとしては構成されております。

以上でございます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）専門的なことでございますので、お金のことも絡んできて、それぞれの行政の責任も大きいですが、ひとつ五條・南和の住民の皆さん方の医療要求に十分こたえられるような医療体制ができるように頑張っていたきたいと。もう少し私も勉強して具体的な提案ができるように、また頑張らせていただきたいというふうに思います。

それでは最後、二見地区における保育行政の充実について質問します。

これはもう一般質問でそれぞれの議員さんからも出されておりますので、重複は避けましても、いわゆる子や孫のことを大事にしようということならば、もちろん大きな借金を残していくのもよくないですけども、もう既に存在している子や孫の皆さん方を健康で、必要な保育を受けてもらうという、これが子や孫のためと違いますか。一番求められているのは、ところが五條市内の中で全体として児童が減っても、五條市内の中で増えているというのが、はっきりわかる根拠のある二見保育所を休所しているわけですね。それで今年がまだ開所されておいたら、三歳、四歳、五歳児が収容対象ですから、この資料で言いますと、三十名前後になるかもわかりません。ところが来年、再来年と以後になりますと、来年では四歳、三歳、二歳が対象になりますわな。これやったら四十七人になるんですよ。再来年は現在の三歳、二歳、一歳が対象になりますから、これで言いますと五十五人、その更に次は現在二歳、一歳、ゼロ歳の人が対象になりますから、七十人になるんですね。だから、はっきり言うて申し訳ないですけども、こういう保育所や学校ということを検討する場合には来年はどうかと、再来年はどうかということも大事ですけども、やっぱり最低四年、五年、六年の先を見らなあかんの違いますか。先を。しかし吉野市長の答弁を聞いておいたら、今年と来年くらいの二箇年くらいの人数でしか答弁していませんわね。しかし三年、四年後は今私がかにしましたように、ほかの議員さんも明らかにしたように、現在ことしの四月一日で二歳、一歳、ゼロ歳の方がみんな入所したら七十人になる、七十人に。だからこれでは、子や孫のための保育行政とは私は言えないと思いますね。

五條市の現状は過疎になっていきますから、子供さんが減ってきているんやから無理に大勢の子供さんを集める保育所を造ろうとすれば、それは一遍では無理なんです。少なくともやっぱりこの広い面積に、五條市に住んでいる皆さん方が通えるところ、送れるところ、送迎ができるという、そういう距離、地理的な条件も重要になってきますから、そんな一遍に統合して大きな保育所を造るといえるのは、無理なことです。

お金も要りますけれども、やはり二見保育所を皆さん方も言うように、もう一遍募集を行って、来年募集したら何人くらい希望していただけるか、それも行って、大体の人数を確保すれば、開所すると、そして開所しながら答弁にあったように、将来の二見や関連の、地区の皆さんも含めた保育所の体制を考えるということを、強く強調いたしました。私の質問を終わります。

どうも、御苦労さんでございました。

○議長（川村家廣）以上で十四番大谷龍雄議員の質問を終わります。

一般質問が終わりました。

トイレ休憩のため、三時十分まで休憩いたします。

午後二時五十分休憩に入る

午後三時十分再開

○議長（川村家廣）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

○議長（川村家廣）日程第二、議第五十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第五十二号 五條市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例の制定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。櫻井生活産業部長。

〔生活産業部長 櫻井敬三登壇〕

○生活産業部長（櫻井敬三）ただいま上程いただきました議第五十二号 五條市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

この条例につきましては、平成二十年度に作成した第五次五條市総合計画において、本市の将来人口見通しは、このまま減少傾向が続けば、平成三

十年には、おおむね三万人程度になると予想され、その要因としては、大学へ進学する世代、就職する世代、結婚する世代の流出が考えられます。その対応策として、産業の振興による雇用の確保など、若年層の市外への流出を抑制する施策の実施が求められており、働き手の市外への流出を抑制し、若者の定住を促進するため、企業誘致による地元雇用機会の創出を図り、成果目標として将来の目標人口を約三万五千人と設定しております。

この施策を推進するため、本年四月に農林商工観光課に「企業観光戦略室」を新設し、検討してまいりました。

この条例につきましては、本市における企業の立地を促進するため、必要な奨励措置を講じ、産業の振興及び雇用機会の拡大を図ることを目的とし、設置者に企業立地促進奨励金及び雇用促進奨励金を交付する制度を創設するものであります。

それでは、お手元の議案書二ページを御覧願います。

まず、第一条及び第二条につきましては、本条例の「目的」及び用語の「定義」について定めております。

次に、第三条から第五条につきましては、「奨励金」、「企業立地促進奨励金の交付額」、「雇用促進奨励金の交付額」について、それぞれ定めております。

なお、六ページに第四条、企業立地促進奨励金の交付に係る算定額等を定めております。

第六条及び第七条については、設置者の「指定等」及び「指定の取消し等」について定めております。

次に、第八条につきましては、「報告、調査等」について第九条につきましては、「地位の承継」について、第十条につきましては、「委任」について定めております。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日について、定めております。

以上で議第五十二号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「五番」の声あり）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）何点か質問させていただきます。

まず、第一点に第二条、対象施設ということで、ア、イ、ウ、エ、オということですが、このアの製造業に関して、この中には産業廃棄物とか、またリサイクルとかもこの中に属すわけですか。

○議長（川村家廣）生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）五番太田議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

対象の施設でございます。製造業ということで、この製造業といいますのは、日本標準産業分類に基づく製造業に供される工場、作業所及び管理事務所を行う施設というふうにしておりますので、その部分につきましては、この製造業に該当すれば入るということでございます。（議場に声あり）
……ちよつとそこは確認をさせていただきます。（議場に声あり）（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）時間に余裕があるので、なんぼでも待っています。答弁できますか。できるんやったらあれやし、できないんやったら、また後でも結構ですし。

○議長（川村家廣）生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）五番太田議員さんの質問に対して、十分でなく申し訳ないのですけれども、確認させてもらって、また答弁させていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）あのね、一つ提案してきて条例として挙がってきていますよね。それを確認するとか、部長ね。それはまた後からしてくれたらよろしいけれどね。こんな条例として挙げてくるのに、いろんなことをシミュレーションした形の中で、いろいろと考えるのが当たり前であって、今ここで返答ができないということは大変な怠慢と思いますよ。実際のところ。そうでしょう。特にこれ、なぜかと言うたらテクノパークとかのときもいろんな企業の中で、産業廃棄物とかいろんなものは駄目だということを、私聞かせていただいたことがあります。いろんな問題も過去にあったと聞いています。だから、今もこういう形の中で、産業廃棄物とかリサイクルとか、そういうことをちゃんと条例の中で規定するべきだなと思っておりますけれども、後でまた説明してくれるのでいいですけども、それはちゃんと協議した中に入っているということですね。また後から、報告は聞かせていただきます。

次に第三条、「市長は、設置者から申請を受け、予算の範囲内で」と、この予算の範囲内でどれくらい範囲のことを示しているのか、お答え願いたいと思います。

○議長（川村家廣）生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 五番太田議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

予算の範囲というのは、当然この六ページに書かせていただいております投下資産の、また投下資産五千万以上で新規雇用者に対してこの固定資産税の納付額に対する、例えばこの欄ですと七〇パーセント、その部分に対して交付することですので、それを予算の範囲というのは、この固定資産税に対してこの場合ですと、七割を交付することです。それを申請して交付してもらおうということでございます。その予算の範囲というのは、市が予算を確保して、この申請を挙げていただいた中で納付してもらった固定資産税、その歳入とまた別に歳出として企業立地促進奨励金として交付すると、こういう格好でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） もう少し簡単に言うてください。まるつきりわからないです。もうちょっと簡単に説明してくれますか。

○議長（川村家廣） 生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 五番太田議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

要は、例えば固定資産税を百万入れていただいたとしたら、その百万のうちの七十万を奨励金として交付すると、それを交付期間最高は十年間というところでございます。それは、いろいろこのあとランク的に五千万、五十億、百億といろいろランクを分けておりますので、このランクに基づいてその企業が払った分に対する、たとえば七割とか七五パーセントとか八〇パーセント、例にして百万を納めてもらったとすると、その納めてもらった年度の翌年に七十万を交付すると、そういうことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） この別表の第四条の関係の中のことを今言われたわけですね。予算の範囲内ということとは、要するに市が予算を組んだ枠の中での、という意味じゃないことですか。：予算の枠内でしょう。別表のやつはそういう形の中で、五千万以下やったところやという形の中の別表の表ですけどね。予算の範囲内というのは、市の予算が組んだ枠の中での、という意味の解釈じゃないことですか。

○議長（川村家廣） 生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 五番太田議員の質問にお答えをさせていただきます。

この三条の予算の範囲内という意味は、当然申請が上がってきますので、その申請に基づいて予算措置をしてお支払をするという形になります。

それを表現するのに条例上、予算の範囲内というふうに表示をさせていただいているということでございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 簡単に言えば、この予算の範囲内ということは、別表の四の中の枠の中ですということ、そういう解釈でよろしいということですか。……わかりました。

続いて、次のページ四ページですけれども、第五条の二の方です。雇用促進奨励金の額は一人につき五十万円とすると、この五十万という一つの根拠を、どういう形で決めたのか御説明願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 五番太田議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

五十万というのは、これはいろいろ各市いろんな、今企業、奨励をする、誘致をするというのがございます。その中で、これから五條市に企業誘致するのにより魅力のあるものにしたという中で、五十万。いろいろよその例も参考にはさせてもらいました。生駒市ですと四十万、そして御所市は二十万円、少し離れますが、舞鶴では百万円と、そういうのがございます。いろいろございますが、またそれは雇用促進奨励金ではなしに、ほかの奨励金もいろいろかみ合わせた部分がございますので、市としては五十万、これは一回きりなんです、これが適当として挙げさせていただいたというわけでございます。

以上です。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 今の答弁を聞きますと、魅力あるということ、この五十万で魅力がありますか。他市は今生駒が四十万、御所が二十万、そして舞鶴が百万。百万の方が魅力あるのと違うんですか。魅力あるようにすると言うたのならば、ボーナスと金額を上げることでしょうか。今部長の答弁では、魅力あるためにするんやというのだったら、ボーナスと金を出す。それは財政的なものもありますね。そやから言葉の解釈で、他市と比べて、そして魅力あるようにするというならば、五十万より百万の方、他市で百万というところあるんでしょう、舞鶴ですか。これで五十万が魅力あると判断されるのですか。今、魅力あるためにしたという答弁でしたよね。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 五番太田議員さんの質問にお答えします。

先ほど申しましたように、総合的にということなんで、この雇用促進奨励金だけをもって魅力というのじゃなしに、企業立地促進奨励金を合わせて考えています。

また舞鶴の例を出しましたが、舞鶴は確かに雇用促進奨励金は多くても、企業立地促進は当市より出し方は低いので、トータル的な判断としての魅力のあるということで、これによって企業誘致を進めたいということでございます。

以上です。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） そうすると、総合的にという、これだけじゃないと、そしたら他市と比べて総合的に魅力あるということをどういう形でこの中にしたのか、その辺簡単でいいですから。総合的に魅力あるようにということやから、他市と比べたんでしょう、総合的に、トータルのにですか。その辺を、魅力ある形にしたという、ほかとそれは違うところがあるということでしょう。お金だけの問題じゃないということなんで、そこらを簡単に説明を願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 五番太田議員さんの質問にお答えさせていただきます。

いろいろ市は今、十年という形を考えて雇用、企業促進奨励金はそういうふうにさせていただいていますし、どこがと言われますが、いろいろ他市もありまして、となりの橋本市さんは今俗に言うトップセールスとしていろいろ企業誘致を頑張っております。俗に言う全国で二十以内に入るのが橋本の今の評価でございます。その橋本の評価より企業立地促進奨励金は、橋本の場合は五千万までが六〇パーセントでございます。五條市は七〇パーセント、そしてその上、五十億以上も六〇です。五條市は七五です。そして百億以上については、七〇パーセント、五條市が八〇パーセント、そういう比較、お隣の市ですが、よりも高い、またいろいろ市だけではなしに、県が取り組んでいる制度もありますので、なかなか一概に比較というのは難しいですが、隣の市よりはいい。またその隣の市が全国でも今評価は全国で二十番以内と、それよりまだ上に行くということで、魅力ある形で企業誘致したいと考えております。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） なんかも不透明ですけども、まあ魅力あるんやったらその辺で頑張っていたかと思えます。別に反対しているのではなく、わ

からないから聞いていますのでね。

それから、この形の中では、五條市のエリアは全域、五條市の中すべてになるのか、それとも今企業誘致の中で、県がやっている中で、五條市でしたら阿田峯工業団地とテクノパークとなっていますけれども、これに関しては五條市全域であるのか説明願いたいと思います。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）五番太田議員さんの質問にお答えいたします。

五條市全域でございます。

以上です。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）最後に、別表の第四条の関係のところ、ちょっと難しくわからないので、例えとして説明していただきたいのですよ。投下固定資産税額とか増加固定資産税額ということは、機械とか、土地とか建物を含めてのこともあるのですけれども、そうなった場合、五十億とかになれば、大企業か相当な土地の面積とか、そういう機械を設備することになったりしたら、これに該当しないのではないかなと、いやわかりません。この投下固定資産税と増加固定資産税額となればね。五十億とか百億となれば、相当の規模とか機械とか設備に対して投資をしなくてはならないということですから、本当にそんなことが該当するのかなと。もうちょっと私としたら基準を下げたらいいんじゃないかなと。今県の、私、今日資料を忘れたのですけれども、立地条件の促進のいろいろ予算が付けられています。それを見て自分は思ったのですけれども、すごくハードルが高いのですよ。こんなんでは奈良県に来るのかなということも思っているのですけれども、これを見ても、大体どれくらいの規模の会社が、それいろいろ機械とか土地の面積、五條市は土地が安いですよ。そこから土地とか以外に建物、機械とかいろいろ含めて五十億、百億って、こんな会社が本当に来るのかな、もうちょっと五條市に合った形のね、そしてテクノパークと阿田峯工業団地というたら大きな面積がありますけれども、それ以外でそんな広いところで、こんな投資をするとしても、それだけの土地もないし、果たして本当に五條市に似合っているのかなあという思いがあります。僕は、反対しているんじゃないのですよ。だから、もうちょっと五條市に合った形に変えるべきじゃないかなと、ちょっとハードルが高いんじゃないかなと。だからちょっと意味がわからないので、五十億と百億の投資、固定資産税と、いろいろ機械とかそういうのがあるのでしょうかけれどもね、どのくらいの面積で、どれくらいの会社が来るのかなという、ちょっと簡単でいいのですけど、多分ほかの人も理解していない人がおられるかもわからないので、その辺簡単に説明していただけますか。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）五番太田議員さんの質問にお答えさせていただきます。

確かに投下固定資産とか増加固定資産というのは、企業が来るときに設備投資をする部分の費用でございますので、なかなかこれがなんぼですというのは難しくございます。ただ、正確な、固定資産税ですと当然税務課で課税していますが、そういうのじゃないので、ただ、これは企業の手で勝手にどう言うのはいけませんけれども、テクノパークにあります日本バルカーとか大和物産、あそこという大きな会社は十億から三十億くらいの投下資産をされておると想定しています。そういうことから考えて、決して五十億、逆に言うたら百億、大きな企業に来ていただいて、五條市の方を雇用していただくというのが、先ほど申しました五條市の総合計画で、このまま行きますと三万になります、後がありません。タウンミーティングでも非常に地元雇用という御意見は行くたびに御質問いただきました。

そういう意味におきましても、大きい企業を来てもらう、そして小さな企業も拾わなければいかんという太田議員の、それは当然でございます。そういう意味において、五千万、五千万というのは、今申しましたように、その十億くらいから考えると、土地、家屋、建物、工場ですね。そこに入れる機械を合わすと、決して大きな金額ではないというように考えていますし、それと新規雇用、五條市内で五人ということにしていますので、そういう地元の雇用、これを最優先ということで、やらせていただきますので、決してハードルが高いというふうには思いません。よそに比べたら逆に低いのではないかなと思っています。

御理解いただきたいと思えます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）全然理解できません。

これね、今言うたようにテクノパークのバルカーと大和物産は大体投資資産税の総額が十億から三十億くらいというのでしよう。僕、あそこに行っている会社って大変大きいなど、建物もすごい建物ですよ。実際のところ、中の設備というのは見たことないですけども。それ以上の規模の会社を呼ぶっていつて、今の日本の経済を踏まえても、今投資することはまずあり得ないですよ。そして立地条件から、また高速道路、いろんなことを踏まえたときに、これが京奈和が繋がったとしても、なかなか厳しいのではないかなと、情勢的に（議場に声あり）……ちよつと黙ってくれますか、市長。そんな形の中で、もうちよつとレベルを下げた方がいいのじゃないかなと、テクノパークで十億か三十億くらいの固定資産税額のところというのは、あのくらいが一番大きいという基準で、そこからもうちよつと下げたくらいの形の中でやる方が企業誘致として、いろんな形で来てくれるのでは

ないかなと思っっています。

例えて、あそこの今市長が引つ張ってきてくれたユーテックですか、あの規模でどれくらいの投下固定資産税になるわけですか。大体、あの規模で。

○議長（川村家廣）生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）五番太田議員さんの質問にお答えします。

五千万以上、この条例の対象にはなるということだけは申し上げられると思います。（議場に声あり）

ただ建物だけやなしに、中に入れておる機械が非常に高価な機械、そういう償却資産であったりしますので、なかなか形、それは申し訳ないですけども、わかりにくいというところでございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）あのくらいの規模がどのくらいかなという、まああのくらいの規模の会社というのはたくさんあります。だからああいう規模の会社がこの五條市に来てくれるのが一番理想かなと、大きなところといってもなかなか来てくれないのが、多分今の現状だと思います。大きなところをねらってもいいですけども、しても何の意味もなかったということでは、だからもうちょっとレベルを下げた方がいいのじゃないかなと、そやから私はこんな五十億とか百億という、来ていただいたらいいですが、まあこれはトップセールスですか、これから市長が、……あれは野菜だけですか。（笑声）この企業もしていただきたいと思えますけれども、（議場に声あり）冗談はやめてください、市長。真剣な話をやっていますので。

だからそういう形の中で、こんな冗談言うような、本議会議場で言う無責任な市長ですから、部長、大変これから先、有望な櫻井部長ですから、もうちょっと考えて。

これは私は大賛成ですよ。いいことやと私は思っています。ただし、もうちょっと五條市の現状に応じた形の中で、京奈和がつながってくる、つながったからといって本当にこれが企業誘致して、奈良県でもあれだけ今、県がお金を投資してことは六億円ですか、出しています。それでも来ないのですよ。実際のところ。奈良、郡山、生駒が来ないのに、五條には来てくれる可能性は少ないのではないかなと。まあ、ユーテックの場合は、当然あれは太子町の方ですか、距離的に近いということもあつたかもわかりません。だから、この近くのエリアの五〇キロメートル範囲内の会社で引つ張ってくるというような体制づくりをするべきだと私は思っていますので、余り大きなことを考えなくても、もうちょっと縮小してでも、そういう入れやすい体制づくりをもっとするべきじゃないかなと、私は思っております。部長に言うても…、市長に一遍答弁を聞きたい。市長、私の意見どうですか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 太田議員の御立派な発言、よくわかりますよ。でも、大和ハウスはもっと大きいですからね。土地もありますね。一日も早く来てほしいということ。そういうことも踏まえたときに、やはり小さなことも大事ですが、大は小を兼ねるということで、じゃあ大和ハウスが来てくれても対象にならないのかよと、また議会で何を考えとったんぞと言われたらあきませんので、そういうことを全部あなた以外の頭で考えていますねん。そういうことで、こういうこともしていますので、だからこれがあかんだったら、ちゃんと皆さんが決めたらいいですよ。そういうことでございます。

（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 私らが決める、提案するのはそちらですから、そやから私らの意見を参考に作っていただいたらいということですよ。（議場に声あり）……参考にしたらろくなことない。どないろくなことがないのですか。私たちが提案することに対しての（議場に声あり）……、どういこうとか言ってください。

○議長（川村家廣） 不規則発言は認めておりません。（議場に声あり）

○五番（太田好紀） 本議会場ですから、もうちょっとと本当に先ほど最後に藤富議員が言ったように、もうちょっと市長としての資質が問われるようなこととは言わない方がいいと思います。（議場に声あり）

もう市長、よろしいわ。

部長ね、私が言いたいのはそういうことなんです。ほんで今大和ハウスの話が出ました。一〇〇パーセント昔はこちらに来るといこと、向こうに大きなホテルを建てるとか、そういういろんな経過の中でこちらに来るといこと話で造成もして、許可が下りました。しかしながら今の経済の動向を見た限りでこちらに来る可能性はほとんどないといことような話も聞いています。そうなった場合、別に来なくても固定資産税は今、あれ十年間ですかね。無償になっていたのは、その後は固定資産税は今入っていますよね。あれ何年かは据え置きといこと形になっていましたよね。違ったのかな。だから大和ハウスがもし来ないなら、また市長、その土地を有効に使ってただけのように、大和ハウスは来なくても、その子会社なり、いろんな土地の活用といこと大和ハウスともっと協議をしていただいて、もうあそこは大和ハウスが持っているから、ほかの企業が入って来られないといこと状況じゃない、やはりそこらも協議をして、またいろんな分散型の形の中でやっていただいたら、もう一つ形として生まれてくるのではないかと私は思っています。

そういうことも踏まえて、今の市長の考え方だったら前に進みませんので、部長、期待していますので、もうちょっと考えて企業が来るように、そして今言うたように、なるべくレベルを下げて、大きな形も置いておいてもよろしいですよ。今大和ハウスが来るというのだったら、市長が言うように置いておく、ただそやけどもうちょっとレベルを低くする方がいろんな会社が来ってくれる可能性があるのではないかなと思いますので、それもよく検討をしていただきたいと思います。

以上です。終わります。（「十五番」の声あり）

○議長（川村家廣）十五番田原清孝議員。

○十五番（田原清孝）これは大変結構なことなんですけれども、一つお伺いします。

この固定資産税、総額又は増加固定資産税に対するということは、増加も両方もがこの五千万以上の固定資産税を払う人は七〇パーセントから一〇〇パーセントを奨励して、次の年に払うということになるのですか。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）十五番田原議員さんの質問にお答えさせていただきます。

投下資産、増加資産、合わせて同じでございます。増加資産に関しても五千万という基準でございます。

それと、まずは固定資産税を納付していただいて、そのしていただいた明くる年度にこのランクがあります、そのランクに基づいた固定資産税に掛ける、例えば五千万以上ですと七〇パーセントの分を奨励金としてお支払いすると、そういうことです。それと併せて雇用促進奨励金があるということでございます。

あくまでも市内の人、五千万で五名以上採用していただく、市内の人を雇用していただく、この条件が付きます。

以上でございます。（「十五番」の声あり）

○議長（川村家廣）十五番田原議員。

○十五番（田原清孝）橋本、そして五條でも固定資産税の軽減はしておると思うのですけれどもね、いったん払ってから七〇パーセントを返還するということになりましたら、固定資産税は五條に落ちるのは一〇〇分の一八しか落ちらんと違いますか。あとは全部国に交付金で差っ引かれるのと違いますか。そうしましたら、これ五條はまるつきり持ち出しになるということになりますんかな。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）十五番田原議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

財源的に、今少しややこしいかわかりませんが、今回同じように議案で上がっております企業立地促進法、これに基づく分は事前に課税するのでなしに、課税を免除するという、また半島振興と、こういう法律に基づくのが不均一課税というふうな形で、事前に課税する段階で固定資産税を免除するか安くするのですが、この奨励金はかかった部分は固定資産税をまず払っていたかかないと、払っていた企業に対し、市内の人を雇用していただいた方に対して奨励金をお支払いということになります。

それともう一つ、財源でございます。財源は過疎債をこの財源に充てるというふうにしておりますので、一般財源が全部ここには当たるということではございません。他市では、ほとんどが一般財源を主としてやっておりますが、五條市の場合は過疎債が使えますので、これを財源として生かさせていただきますということになります。

以上でございます。（「十五番」の声あり）

○議長（川村家廣）十五番田原清孝議員。

○十五番（田原清孝）私が言っておりますのは、いったん徴収したものは国へ、一般固定資産税は確か一八パーセントですか、地元に残るだけであとは全部国に納めるということになっておりますんやろ。そうしましたら、軽減するのはいいですよ。十年間なんぼ軽減するというのはいいですけども、一回徴収したやつをもう一回、来年それだけを返すというのは、これは、国との関係はどうなるのかなということです。

○議長（川村家廣）生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）十五番田原議員さんの質問にお答えさせていただきます。

固定資産税でございますので、これは市の自主財源でございます。自主財源ですので、これを国に納めるということはございません。あくまでも、自主財源を上げることが一番大切でございます。そういうことはございません。

以上でございます。（「十五番」の声あり）

○議長（川村家廣）十五番田原清孝議員。

○十五番（田原清孝）五條市の固定資産税は全部五條市に入るといいますか。

○議長（川村家廣）生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）田原議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

そういうことです。固定資産税、市民税、そうでございます。

県は県で、いろいろな不動産取得税、事業税、いろいろございますね。それは県にかかりますが、これは市の自主財源になる部分でございますので、これで大いに企業誘致をしたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（川村家廣）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第三、議第五十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第五十三号 五條市企業立地の促進等に係る市税の特別措置条例の制定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。下村総務部長。

〔総務部長 下村洋次登壇〕

○総務部長（下村洋次）ただいま上程いただきました議第五十三号 五條市企業立地の促進等に係る市税の特別措置条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

長引く景気低迷による、市税の減収、加えて五條市に雇用の場が少なく、そのため市外への若年層の流出が目立ってきております。

この五條市の活性化と、市内の方の雇用の場の創出を目指し企業誘致を推進していくためには、近隣市町村と同等あるいはそれ以上の優遇措置を備えた条件整備が必要です。

企業誘致を検討する中で、市税における特別措置として、企業立地の促進等に関する法律並びに地方税法の規定に基づき、固定資産税について課税免除を規定した本条例を制定しようとするものであります。

概要につきまして、御説明申し上げます。

議案書の八ページを御覧ください。

第一条では、条例制定の目的をうたっております。企業立地の促進等に関する法律並びに地方税法の規定により、固定資産税の課税免除を行うことによって、企業の誘致を促し、五條市の産業の振興と雇用機会の拡大を図り、市民生活の向上に資することを目的としております。

第二条は、固定資産税の特別措置の対象となる施設、また対象となる固定資産税は、企業立地の促進等に関する法律に基づくことを規定しております。具体的に課税免除となるのは、製造業の用に供する建物、構築物とそれらの底地となる土地とし、課税免除の期間は三年としております。

第三条は、特別措置に係る申請書の提出及び審査については、毎年一月三十一日を提出期限としております。

第四条は、特別措置を受けた後、各号のいずれかに該当した場合特別措置を取り消すための規定でございます。

第五条は、特別措置を受けた事業者が、相続や合併等の理由で事業者に名義の変更があり、引き続き特別措置を受ける場合の手続についての規定であります。

第六条は規則への委任を規定しております。

附則におきましては、本条例の施行日を公布日と定めております。

よろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「五番」の声あり）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 私は総務文教委員会ですけれども、この中で法律のことがあると思うので、資料請求をするためにお願いを兼ねてしますので、御了解願いたいと思います。

第二条のところの最後の方に新たに課すこととなった年度から起算して三箇年度に限り免除、この三年間の免除というのは、これは法律で定められていますか。定められていますよね。そういうここに該当する法律の一件書類を来週の月曜日の総務文教委員会の資料請求をここでお願いしたいと思います。この資料請求駄目ですか。市長から。また駄目だと言われたら仕方ないのですけれども、これに関してはいけますか。（「ありがたいでございます。早速……」の声あり）どうぞよろしく願います。

○議長（川村家廣） 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第四、議第五十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第五十四号 半島振興対策実施地域指定等に係る市税の特別措置条例の一部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。下村総務部長。

〔総務部長 下村洋次登壇〕

○総務部長（下村洋次）ただいま上程いただきました議第五十四号 半島振興対策実施地域指定等に係る市税の特別措置条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

半島に位置付けられている地域の経済・産業の振興と住民生活の向上を図ることを目的とした半島振興法が昭和六十年に制定され、本市においても、地域指定された紀伊半島に位置していることから、この法律の規定に基づき、対象となる固定資産税を三年間減額できる不均一課税の条例を昭和六十二年に制定をいたしました。その間、テクノパーク・なら等の企業の進出に一定の成果を見てきたところであります。

今回の改正につきましては、本条例には、特別措置の取消事項また事業者の承継の事項が規定されていなかったため、追記させていただくものであります。また、租税特別措置法の改正により本条例の規定に項ずれが生じており、その整理をするものであります。

概要につきまして、御説明申し上げます。

議案書十一ページを御覧ください。

第一条、第二条につきましては、租税特別措置法の改正による項ずれの解消、並びに文言の整理をするものであります。

第三条につきましては、特別措置の申請の期日を毎年一月三十一日とすることを明記するとともに、申請書の審査等についても規定をしております。

第四条については、第三条の後に、二つの条を追記するため、第六条にずらし、第四条に特別措置の取消しの規定を追記しております。

特別措置の取消しの事項としては、第一号として、不正行為があつた場合、第二号は、市税の滞納があつた場合、第三号は、事業の廃止、休止した場合、第四号は上記以外で特別措置が適当でない事由が発生した場合を規定しております。

第五条は、特別措置を受けている事業者が相続、合併等により変更になった場合の特別措置の継承の手続並びに期間の適用を規定しております。附則におきましては、本条例の施行日を公布日と定めております。

よろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第五、議第五十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第五十五号 五條市立デイサービスセンターおおとう条例の一部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。森本健康福祉部長。

〔健康福祉部長 森本敏弘登壇〕

○健康福祉部長（森本敏弘）ただいま上程いただきました議第五十五号 五條市立デイサービスセンターおおとう条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、現指定管理者との指定期間が、平成二十三年三月三十一日で終了し、再度指定管理者の公募を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案の要旨を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書十三ページから十四ページを御覧いただきたいと思っております。

五條市立デイサービスセンターおおとうは、現在社会福祉協議会に指定管理をお願いし、週二回のデイサービスを行っていただいておりますが、改正前の条例では、貸し館業務もできる内容でございました。しかし、実際は貸し館で利用できるスペースや機能がないため今回の条例改正に至った次第でございます。

改正内容につきましては、第六条指定管理者が行う業務のうち、第二号中「設備の利用の許可及び維持管理」を「設備の維持管理」に改め、第八条

「利用許可」を削除し、第十一条「利用料金等」について、「介護保険法の規定による介護に関する費用の額の算定に関する基準指定居宅サービス介護給付費単位数表により算出して得た額」を、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定基準に指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を加え、「基準指定居宅サービス介護給付費単位数表に定めのない費用の額及び保健事業、福祉事業の利用者が負担すべき利用料金については、市長が別に定める。」を「介護保険法施行規則で規定する日常生活に要する費用等実費を基準として算定した額を納付しなければならないとする。」に改めるものとございます。

なお、この条例は規則で定める日から施行するものとございます。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第六、議第五十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第五十六号 五條市国民健康保険条例の一部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。森本健康福祉部長。

〔健康福祉部長 森本敏弘登壇〕

○健康福祉部長（森本敏弘）ただいま上程いただきました議第五十六号 五條市国民健康保険条例の一部改正につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の十五ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の条例改正の理由につきましては、「医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、五條市国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

議案書の十六ページを御覧いただきたいと存じます

国民健康保険法において、条文「第七十二条の四」が削除され、「第七十二条の五」が繰り上がり「第七十二条の四」として改められたことにより、五條市国民健康保険条例におきましても、第八条第一項の条文中の「第七十二条の五」を「第七十二条の四」として改めるものであります。附則につきましては、施行期日を公布の日からと規定したものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に日程第七、議第五十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第五十七号 五條市公園条例の一部改正について。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明を求めます。森本都市整備部長。

〔都市整備部長 森本元三登壇〕

○都市整備部長（森本元三） ただいま上程いただきました議第五十七号 五條市公園条例の一部改正につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

まず、平成十年当時のことですが、五條市における都市公園及びその他の公園は、市中心部や開発された区域に偏っており、市民からの強い要望により配置を再検討した結果、特に施設が不足しておりました北宇智地区に新たな公園を設置することになりました。

平成十一年の第一回定例会において議会の御承認をいただき用地買収と工事に着手し、同時に奈良県の河川整備工事も開始され、公園と河川とが一体計画による施行のため平成十六年度に完成後の管理協定を締結した経緯がございます。

その後、市の公園は平成十三年度に先にほぼ完成し、遅れておりました県の河川整備による付帯工事もしゅん工いたしましたので、本年七月二十二日をもって奈良県と管理引継ぎを交わし、今後は五條市条例に基づく公園として管理していくため、同条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、恐れ入りますが、議案書の十八ページをお開き願いたいと存じます。

五條市公園条例の改正内容につきましては、第二条の表中「吉野川水辺の楽校 五條市五條三丁目先から二見四丁目地先まで」を「吉野川水辺の楽校 五條市五條三丁目先から二見四丁目地先まで」、「関屋川緑地公園 五條市西久野町六二四番地」に改めるものでございます。

なお、附則につきましては、この条例は平成二十二年十月一日から施行するとしてしております。

以上で議第五十七号 五條市公園条例の一部改正につきまして提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に日程第八、議第五十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第五十八号 五條市消防署の設置、名称及び位置並びに管轄区域に関する条例の一部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。窪消防長。

〔消防長 窪 佳秀登壇〕

○消防長（窪 佳秀）ただいま上程いただきました議第五十八号 五條市消防署の設置、名称及び位置並びに管轄区域に関する条例の一部改正について

提案理由の御説明を申し上げます。

議案書十九ページ、二十ページを御覧いただきたいと思います。

提案理由であります。十津川村からの常備消防の一部事務受託に伴い、消防組織法第十条に基づき条例を一部改正する議決を求めます。

では改正の内容について御説明申し上げます。

消防組織法第十条によりまして、当該条例第三条におきまして消防署の名称及び位置について、同条例第四条におきまして、五條市消防署の管轄区域を五條市及び十津川村の全域とする改正を行うものであります。

また、同条第二項は削り、分署の管轄区域につきましては、別に定める規程において例規整備を行うものであります。附則については、施行日を定めたものであります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第九、議第五十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第五十九号 五條市火災予防条例の一部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。窪消防長。

〔消防長 窪 佳秀登壇〕

○消防長（窪 佳秀）ただいま上程いただきました議第五十九号 五條市火災予防条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

議案書二十一ページ並びに二十二ページを御覧いただきたいと思います。

提案理由であります。対象火気設備等、消防法第九条に規定する火を使用する設備等の一つであります燃料電池発電設備に、新たに固体酸化物型燃料電池による発電設備の位置、構造及び管理に関する基準が定められ、これに合わせまして、特定共同住宅等における消防の用に供する設備等に関する省令が整備されたため、本条例の一部を改正するものでございます。

第八条の三第一項中「又は熔融炭酸塩型燃料電池」を、「熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池」に改め、同条第二項中「固体高分子型燃料電池」の次に「又は固体酸化物型燃料電池」を加えたものでございます。

次に第二十九条の五第三号中「第三条第二項第二号」を「第三条第三項第二号」に、同条第四号中「第三条第二項第三号」を「第三条第三項第三号」に、同条第五号中「第三条第二項第四号」を「第三条第三項第四号」にそれぞれ改めるものでございます。

次に附則につきましては、第一項は施行日を定めたものでございます。

第二項につきましては、今回の改正によりましての経過措置を定めたものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣） 次に日程第十、議第六十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美） 議第六十号 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明を求めます。窪消防長。

〔消防長 窪 佳秀登壇〕

○消防長（窪 佳秀） ただいま上程いただきました議第六十号 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

議案書二十三ページ、二十四ページを御覧願います。

提案理由でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令及び児童扶養手当施行令が改正され、新たに父子家庭においても児

童扶養手当が支給されることに伴い、児童扶養手当と非常勤消防団員等に係る損害補償との調整について、父子家庭における受給調整に関し関係規定の改正が必要となったため、当該条例の附則の改正により規定整備を行い、施行期日につきましては公布の日から施行と定めるものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣） 次に日程第十一、議第六十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美） 議第六十一号 五條市過疎地域自立促進計画の策定について。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明を求めます。下村総務部長。

〔総務部長 下村洋次登壇〕

○総務部長（下村洋次） ただいま上程いただきました議第六十一号 五條市過疎地域自立促進計画の策定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

過疎地域は、若年層の流出を中心とした深刻な人口減少と高齢化の進行、公共施設及び情報通信基盤等の整備の遅れ、産業・雇用面の条件の悪さ及

び財政基盤の弱さなど解決すべき多くの問題を抱えております。

平成二十二年三月末の「過疎地域自立促進特別措置法」の期限切れ前から過疎地域の置かれた厳しい状況を踏まえ、各方面から失効期限の延長や内容の拡充など強い要望が出された結果、その一部が改正され、失効期限を六年間延長し、過疎対策事業債のソフト事業への拡充及び対象施設の追加等を含めた内容とした、改正された新しい「過疎法」が本年四月一日から施行されています。

その過疎法の第六条第一項で、過疎地域の市町村は議会の議決を経て「過疎地域自立促進市町村計画」を定めることができるとされており、今回議決をお願いするものであります。

別冊の五條市過疎地域自立促進計画を御覧願います。

計画期間は平成二十二年度から平成二十七年までの六年間でございます。

表紙をめくっていただいて、目次を御覧願います。

本計画は、一の「基本的な事項」といたしまして、五條市の概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況、自立促進の基本方針、計画期間について。

二の「産業の振興」として、林道整備、地場産業の振興、観光・レクリエーション施設整備等。

三の「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」として、市道整備、携帯電話エリア整備、コミュニティバス、新金剛トンネル等。

四の「生活環境の整備」として、簡易水道整備、公共下水道、消防施設整備等。

五の「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」として、高齢者福祉施設、保育所整備等。

六の「医療の確保」として、診療所整備、医療機器整備等。

七の「教育の振興」として、学校耐震事業、スクールバス整備、地区公民館整備等。

次に、目次の裏面になりますが、八の「地域文化の振興等」として、博物館施設整備、伝建地区整備等。

九の「集落の整備」として、集落支援員制度、地域おこし協力隊等。

十の「その他地域の自立促進に関し必要な事項」

以上、一の「基本的な事項」に始まり十の「その他地域の自立促進に関し必要な事項」までについて、それぞれの項目ごとに現状と問題点、その対策、整備計画について定めております。

具体的な事業計画につきましては、四十三ページ以降の「参考資料」に掲載しておりますので、恐れ入りますが、御清覧賜りますようお願いいたします。

今回の法改正で、過疎からの自立に必要なソフト施策に対しても過疎債の充当が可能になっております。

過疎債を起す場合、特に五條市の限度額といえますのは、ハード事業の場合は明記されておらず、国全体の地方債計画の中で配分されることとなりますが、ソフト事業の場合は、交付税の算定時に用いる基準財政需要額と財政力指数から算出される仕組みになっておりまして、五條市の場合、平成二十二年度は約一億七百万円がソフト分の限度額となります。

また、事業を実施していく上で非常に有利な財源であります過疎債を起すためには、この「過疎地域自立促進計画」に掲載されていることが条件になりますので、現時点で想定できる過疎の自立促進に係るハード事業、ソフト事業について、数多くの事業・事業費を掲載しておりますが、幾ら有利な財源とはいえ、後年度に償還していかなければなりませんので、この計画に掲載されている事業といえども、市全体の予算規模の枠の中で、計画的な運用に努める所存であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「五番」の声あり）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）この間に、過疎債ということの一つの定義として、西吉野また大塔ということの位置付けの中で、五條市もそういう形になったというのを市長が理解をしていた。これに対しては大変有り難いと思います。ただその中でですけれども、部長、最初この黄色い分が出されましたね。それから後に訂正されて、これが出てきたと、なんでこんな無駄なことをするのか。無駄なこと。これだけで部分ロスが相当かかっているでしょう。僕が納得できないのは、市長の公約でもあった新金剛トンネルを市長はいつも言っておりますよ、金剛トンネル、これを忘れて追加するって、まさに市長をばかにしているのか。これ市長が公約やってそこから中で言っているのにもかかわらず、これを忘れておたつて、追加すること自体が私は理解ができない。市長、違いますか。それとも、もう部長クラスは、適当にしとけよという思いで、市長への思いがあるのか、そうでしょう。いつも、議会においても新金剛トンネルのことは、私の公約で通ったんやと言って自慢をしているのにもかかわらず、こんな計画を忘れて追加をするというのは、市長どうですか。こんなもんですか。いやいや、手を挙げなくても結構です。（笑声）部長、でしょう。そこから無駄なことだし、これは計画だからいろんなことを載せていても、別に反対して質疑をしているのじゃないのですけれどね。ただ無駄なことだという、こういう

ことをね、追加（議場に声あり）いや、もう結構です。部長、だからここまで市長が公約や、公約や、これで通ったと言ったにもかかわらず、こんなことを忘れていいのか、ぜんぜん眼中になかったのか、思い付いてまたここに載せたのでしょうか。こんな…、そこに補正を五百万載せているんですよ。大丈夫ですか、部長。実際の話、心配するのですよ。（議場に声あり）部長、ね。市長が公約やって言うて自慢しているわけですよ。それもこんな過疎地域自立促進計画に、忘れて後から追加するような、本当にする気があるのかなど。だから市長は勝手な思いで言っただけで、ほかの担当部長はまるっきりする気がないし、こんなんできつこないという思いをしているのかなど、私はそういうふうな判断をしているわけですよ。部長、そうじゃないですか。こんな思い付きでまた追加したのですか。そんなことないでしょう。いや、もう結構ですよ。別に。私はね、本当に市長が公約で当選したと自慢するんやったら、こんなもの早くに載せておくのは当たり前の話でね、忘れとって追加するって、こんなばかげた話は私はないということなんです。そこからもうちよつと市長のこと思たってください。（笑声）かわいそうな。それかも、市長をみんな見切っているのかなど、私は判断します。そこらを私は部長らに賛成したいと思います。

終わります。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）そしたら、ページで言いますと、四十八ページ、新金剛トンネル整備事業として二十二年度五百万、二十三年度二千万、二十四年度一億、二十五年一億、二十六年二十億、二十七年二十億、総事業費三百億円となっているのですけれども、これは国道の関係するトンネルですけれども、これは五條市が過疎債を活用してトンネルを掘っていく事業主体になっていくということなのか。トンネルを掘る費用はこれくらい要るけれども、国や県にこれを求めていくという意味で挙げたのか。ちよつと正確に説明してくれますか。

○議長（川村家廣）大谷議員、討論の通告をいただいておりますけれども、討論はするのですか。…質疑で。吉野市長。

○市長（吉野晴夫）太田議員も大分と褒めていただいたのですけれども、実は御存じのように、トンネルをとということですね。しかし、この間から、この策定しておいて東京へ、国土交通省の関係の会議に行ってきました。そこで、この過疎債を利用して、造ったしか一面うまくいく可能性もあるでと。

国土交通省にももちろんお願いするのです。そして過疎債はまさに過疎の解消のためのトンネルであるということで、松谷審議官と話をしたら、それは市長、可能であるということだったのですね。そして、帰りまして、まだ今、調査中ではございますが、山田議員にもちよつと教えていただいたのですが、下北山の不動トンネルですか、あれもへき地債というのでやったらいいですね。へき地も過疎も余り大して変わらないということで、そっちの方がというような御指示をいただいたので、帰って早速これと両立でということを進めてきたんです。

皆さんも五條の過疎はもちろん望んでない。過疎解消のためにはやはり三百億をかけてもなかなか過疎は解消しません。それよりもトンネル一本で子や孫のときに開いておけば、必ずや過疎は解消、そういう意味合いで過疎債を利用するというのが一つの方法だということを東京で専門家の方からお聞きしたので、帰って来て、早速訂正をさせたのでありまして、市長を馬鹿にしているのは、あいからでございまして、急に馬鹿にされたのも何でもないのですね。私の持ち味でございます。

しかし、五條の将来のためにはどないぞしてトンネルを開けるのが、だから議会で反対したとしても、私は子や孫のために、過疎解消のために、このトンネルは必ずや抜くのが五條のためになると、そのように信じております。まさに過疎の解消になると、そのように思っております。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 今の答弁から判断しますと、トンネルを掘る総費用は幾らかわからないけれども、五條としては過疎債を使って、幾らかは費用負担すると。そしてもちろん国道ですから、国にも財政負担を求めていくというふうに私は解釈するのですけれども、そういうことですか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 当然、全額国の補助はいただけません。幾らかは負担していかなければならないと、それはこれからの交渉と努力にもよるし、まず頑張つてやってみようということだという御指導はいただきました。

だから、開くのだったら五年で開くのか、六年で開くのか、過疎はずっと続くのですから、過疎債は利用し続けられるだろうということでございます。そういうことでございますのでね。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） ということになれば、過疎債でも元利合計の三〇パーセントは五條市が返していかなければならないのです。そして三百億と考えるとすれば、これの一〇パーセントで三十億ですやろ。二〇パーセントで六十億、三〇パーセントで九十億ですわ。

この、昔から現在までにおいて国道にトンネルを抜くのに、地元の負担がこれくらい、費用の三〇パーセント出して抜いたトンネルはあるかどうかです。ほとんど国道の場合は、国と県の費用でやっとなるのと違いますか。

後で討論のところでも言わせていただきますけれども、質疑は終わります。（「九番」の声あり）

○議長（川村家廣） 九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博）今太田議員なり大谷議員からもお話ありますけれども、トンネルはないよりあった方がいいだろうと、私はそう思います。しかし費用の面だと思うのですけれども、過疎債を充当するのか、過疎債を使っても、まあ五條市においては、かなりの金額になるのではないかなと、基本的には国道を国が金を出してやっても良かったらいいということは、基本になると思いますけれども。

この議論も私はいと思います。別段トンネル抜くのは反対するのじゃないのですけれども、この議論するまでに、下村部長もこうやって提出してきております。森本都市整備部長も。御所で水越トンネルを抜いているわけですね。私はいつから工事にかかって、いつからしたのかは調べてないのだから、あ道を通らせてもらって、「御所良くなったなあ。あの近辺良くなったなあ。」というような思いは余り私感じないのです。だから一遍、議会中に採決するまでに、五百万の補正予算を付けるのがいいのか、悪いのか。一遍御所の状況をね、水越トンネルが出来て、御所がどれだけ変わったのか、企業が誘致された、ええことばかり考えたらよろしいやん。企業が来たのか。人口が増えたのか。御所から大阪が近くなったら、御所に住んで大阪に通う人が多くなったのか。一遍それらを検討していただいたらどうですか。一遍御所に行つて。そうでないと、これここで議論しておつても、ほんまに先の話、わかれしませんやん。やろうと思ふもんは、五條が良くなるやろうと思ふのだと思ひます。そしてまあそれに対してお金はんばか負担してもいいことだろうと思ふのですけれどもね。一遍私、あそこ通つたら御所良くなったのかなあといつも思ふんやけど、あの水越トンネルできて御所にどれだけのメリットがあつたのかなと。御所はお金を出しているのか、出してないのかしりませんけれども、国が全部やったのか。国が全部やってくれるのだったら別段良くなつても、良くならなくても、国の金だから私はいと思います。しかし五條市がお金を出して投資してやるといふのなら、ちゃんと隣にもトンネルがあるのだから、そこら辺を一遍検討していただきたい。といふことをお願いしておきます。部長にお願いします。

○議長（川村家廣）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）御所を調べても何にもならん。（議場に声あり）五條のトンネルを抜くのやからね、何を愚かなこと言うてますんや、益田議員。そうでしょう。何を言うとなや。あほみたいな話（議場に声あり）あんたらの話聞いて参考になつたことないわ。（笑声）御所を調べても五條、一六八号から含めて、（議場に声あり）御所みたいな関係ない。五條を調べる。（議場に声あり）五條を調べる。（議場に声あり）五條のトンネルですよ。あなた何言うていますの。（議場に声あり）ぼけたらあかんがな。（議場に声あり）何を言うとなや。

○議長（川村家廣）冷静にしてください。

○市長（吉野晴夫）五條のトンネルを抜くのやからね、（「答弁求めてない、って議長。」の声あり）私はちゃんと受けて言うているんやから、（議場

に声あり)それは調べません。五條を調べます。(「四番」の声あり)

○議長(川村家廣) 四番堀川浩美議員。

○四番(堀川浩美) 先ほど益田議員から御所の水越峠のお話を聞きましたが、あのトンネルはとても国道とは言えません。あれは林道でございます。もつと五條にやるときは、四車線ですばつと抜いてもらわないと駄目だと思います。そして、この新金剛トンネルの基本構想調査業務委託料五百万を組み入れたいたことは、ほんまに私は若いときから新金剛トンネルの必要性を草の根運動や署名運動を行ってまいりました。

新金剛トンネル一つで、この五條市は過疎から自立できます。是非とも金剛山にトンネルを掘っていただきたい。トンネルを造る会の会員や同志を代表いたしましたして、熱く御礼を申し上げます。(拍手)

○議長(川村家廣) 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、大谷龍雄議員の発言を許します。十四番大谷龍雄議員。

〔十四番 大谷龍雄登壇〕

○十四番(大谷龍雄) それでは失礼します。

御存じのように説明にもありましたように、過疎対策法が六年間、この四月一日から延長されまして、対象となる事業も説明にもございましたように、かなり広範囲に増やされております。

その内容は、今理事者から出された計画の中身に全部含まれていることでございますので、相当これを見せていただきますと、いろんなところで活用できるんやなあということ、私もびつくりしております。したがって、五條市の過疎対策を始めいろんな面に有効に活用することは非常にいいことだと思います。

したがって、討論は基本的には賛成でありますけれども、しかし問題点も含まれておりますので、それを指摘した上で賛成討論とさせていただきます。

問題は、今質疑にもありましたように、新金剛トンネルでございますね。これができれば過疎はなくなるんだと、力強い答弁やら発言があったのですけれどもね、皆さん。今の五條市の過疎の原因は五條市だけの原因でこうなっているのではないです。国政、それにも大きく関係しているわけですね。だから、いわゆる最初もらった過疎計画の中には、皆さん、そこに書いていますやう。宣伝、啓発活動して新金剛トンネルの大切さを皆さんに

訴えていこうというのが、最初もらった表現になっているわけです。それが、急ぎよ差し替え、交換されてその表現がまた変わったわけでありませうけれども、こんな大きな事業を考えるときに、最初もらったこの計画書には、新金剛トンネルの必要性なんかを啓発啓もうしていこうということだったと、しかし急ぎよ差し替え、交換されて進めていこうと。そして財源を見たら、答弁にもありましたように、過疎債を基本的には使うんだと、しかし国の補助金は求めることは求めるけれども、基本的には過疎債でやるんだという答弁だったわけです。過疎債も元利合計の三〇パーセントは五條市の負担になりますね。こんな大きな事業、そしてまた見通しが本当に五條市の過疎を完全に解決できるのかどうかということを検証するのは大変難しいと思うのですね。

だから、私は国道が、五條には京奈和もありますし、新しい五條新宮道路も今進んできていますし、まあたくさん国道はあり、先ほどの指摘にもありましたように、水越トンネルが出来ておりますし、橋本の新しい紀見トンネルも工事が進んでいるわけです。そういう中で、やはり私は本当にこれが五條市の過疎解決になるかどうか、車を利用して大阪に通勤している人、また電車を利用して大阪に通勤している人、両方おると思うのですけれども、やっぱりここまで過疎債を使ってやろうという結論を出すまでに、もつと五條市民の車を使って大阪に利用している人へのアンケート、JRを使って南海電車やら使って大阪へ行っている人の皆さん方へのアンケートとか、そういうもつと密な調査を行うべきですね。

あのコミュニケーションバスをどうするかということでも、五條市の広報にアンケート用紙を載せたわけでしょう。これも大事ですけども、この程度のことでも皆さんにアンケートをとったわけです。こんな大きなね、大事業をするにおいて、最初出した計画書になかったような方針と財源計画が出ているわけですから、こんな一箇月もたないうちに、これだけの大きな事業を、これだけ方針も財源も変更して出すというところが、それはもう慌てすぎですね。だから、私は新金剛トンネルが大事かどうかということは、今申し上げましたように、車を使って大阪に行っている人、JRやその他私鉄を使って大阪に行っている人への最低アンケートもやっぱりとるべきだと、それから正確な方針を持つべきだと思います。

それと四十九ページの廃棄物処理施設、ごみ処理施設、これは一般質問でも明らかにになりましたように、ごみ焼却場のところへ発電施設をくっ付けるわけです。ただはつきりしないのは、普通のごみ発電施設なのか、たぐさんの電気を発電する高効率発電施設なのか、ちよつと答弁ではあやふやで結論付けられませんが、どっちにしたかって、今考えている構想ではごみ焼却炉に発電施設を付けるわけです。しかしこれはもう地区環境を良くしていくためには、燃やすごみを少なくし、燃やすごみの中でもCO₂やらダイオキシンを多く発生するというのは、いわゆるプラスチックとかそんなやつを分別して燃やさないようにするとか、この追求はこれからどんどん進めていかなあかん。それなのに、ごみを燃やさなければ発電できないような施設は、これはもう根拠から言うても、今の日本と世界の環境問題を解決せんかん状況から言うても、やるべきではないというように思いま

す。

そのほか、細かいことはいろいろありますけれども、先ほど申し上げましたように、五條市の過疎対策、その他市民の切実な御要望を解決するため、この過疎債を有効に活用して進められることには基本的には賛成しますけれども、今指摘しました新金剛トンネル、そしてごみ焼却施設を利用した発電施設等々につきましては、もともと慎重に検討することを強く指摘いたしまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（川村家廣） 以上で討論を終結いたしました。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。（「十一番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十一番 峯林宏政議員。

○十一番（峯林宏政） 四十八ページの、その他新金剛トンネル整備事業で、五條市事業主体は五條市、概算事業費というのに四十二億二千五百万やろ、これミスプリント違うか、って指摘するだけのことですが。違いますか。どういふことで。

○議長（川村家廣） 下村総務部長。

○総務部長（下村洋次） 四十八ページの四十二億二千五百万でございますけれども、これはあくまでも全体としては、三百億程度はかかるやろということなんですが、過疎計画の期間というのが二十二年から二十七年までということでございますので、六年間の経費をこの分にかけているということでございます。（議場に声あり）あくまでも六年間の計画、過疎の法律の期間が六年間でございます。（議場に声あり）（「九番」の声あり）

○議長（川村家廣） 九番 益田吉博議員。

○九番（益田吉博） 先ほど水越の一遍状況というのか、部長らに調べてくれと言うたけれども、頼んだけれども、市長は絶対しませんって言うたわな。これどないしていただけるのかな。議会、前向いて行かへんやん。状況を一遍調べてくださいと、私は部長にお願いしたのです。市長はそんなことすることいらん、せえへんって言い切ったけれどもね。これどない…議会前向いて行かへんやん。こんな採決する、せんの問題と違うんところがうか。

（議場に声あり）

○議長（川村家廣） 下村総務部長、ちょっと調査。（議場に声あり）

意見調整のため、暫時休憩いたします。

午後四時五十分休憩に入る

午後五時十五分再開

○議長（川村家廣）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（川村家廣）下村総務部長の答弁を求めます。下村総務部長。

〔総務部長 下村洋次登壇〕

○総務部長（下村洋次）申し訳ございませんでした。

益田議員に御指摘いただきました御所市の検証の件でございますけれども、トンネル開通後の状況の変化等につきまして調査研究をしてみたいと思いますので、よろしく御理解いただきたいと思います。（「九番」の声あり）

○議長（川村家廣）九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博）それで、よろしくお願い申し上げます。

私は決して金剛トンネルを反対しているものでも、過疎の書いていただいている計画に反対しているものでも決してございません。しかし、市の金を投じてやろうというのであれば、やはり慎重に、他市のことも研究していただいて、やってもらいたいということでございます。

そして、また御所に対して別段市のお金をかけて調査せえとも私は言うとおんちがいます。市役所に行ったら恐らくや人口の推移なり工場が来たとか、若い人が大阪の方にどれだけ人が通い出したとか、そういうことみたいなお金をかけなくても調べられると思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に日程第十二、議第六十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第六十二号 財産の取得について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。森本都市整備部長。

〔都市整備部長 森本元三登壇〕

○都市整備部長（森本元三）ただいま上程いただきました議第六十二号 財産の取得につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二十六ページを御覧願いたいと存じます。

本案は、平成二十年度から五條市土地開発公社の健全経営化という目的で事業化しております（仮称）金剛山麓野鳥の森整備事業に必要な用地の一部を五條市土地開発公社の所有地から購入するものでありまして、地方自治法第九十六条第一項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求めらるるものであります。

まず、取得する財産の所在地は、「五條市小和町九五七番地の一外六筆」です。

地目は、「山林外」でございます。面積につきましては、「一〇、六二一・五一平方メートル」、取得予定価格は「四千八百七十七万七千七百二十五円」でございます。

取得の相手方は、「五條市本町一丁目一番一号 五條市土地開発公社 理事長榮林勝美」でございます。

以上で、議第六十二号 財産の取得につきまして、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「五番」の声あり）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）この件に関しましては、今年度当初予算でゼロでありましたけれども、結局これだけついたらと。これ四年計画でしたね。当然あのときで約五億残っていて、結局は今の四千八百、約五千万近くということ、あとは四億五千万くらい残っているということですね。ということは、来年ですべて取得しなくてはいけないということになると思うのですけれども、その辺きちんと説明願いたいと思います。

○議長（川村家廣）森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本元三）ただいまの五番太田議員さんの質問にお答えさせていただきます。

公社の買戻し健全計画、当初四年でございました。本来でしたら今年の五千万、残りあと来年で全額いくわけなんですけれども、過疎計画の中の五年というものを利用いたしまして、来年、再来年度の中で対応させていただきたいと考えております。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）当初は四年ということで、今年前半の当初予算のときも計上していないということで、その話はなかったんですね。あと二年延長するということは、いつ変更になって、いや別に延ばすのはいいんですよ。延ばすのは。けど、そのときの当初のお話と今の話とは違うのですね。その辺どういう形で変わってしたのか。当然二年と言うて、五年でも延ばせるということですか。過疎計画が今年延長するのですからね。

○議長（川村家廣）下村総務部長。

○総務部長（下村洋次）五番太田議員さんの御質問にお答え申し上げます。

当初は二十三年度ということだったのですが、ただ二十三年度としましたら、単年度で五億五千万ということになってしまいましたので、その辺、きつと公社の健全化計画自身は五年間だったと思うのですが、その中で公社の健全化に資していくというような意味合いだったと思います。まあ計画自身はひよつとしたら二十三年度ということだと思っております。（議場に声あり）いえ、当初の計画自身は二十三年度できつと買戻しが終わるような計画だったと思うのですが、二十三年度でその残り、五億五千万ほどを一度にとというのは、ちよつと過疎の限度額の中でも無理かなと思いますので……

○議長（川村家廣）もう少し的確な答弁してください。（議場に声あり）もう一遍正確に答弁してくれませんか。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）当初の一番最初の出だしからすべてわかっていますから、四年でやるということで、二年で約五億近くで、残りあと五億もあるのに予算が当初予算に載ってなかったやんかということで、副市長に入っていたら、僕は二億五千万ほどつけてほしかったんですけど、まあ副市長の顔で五千万やったら仕方ないなとあきらめたけれど、来年その分はまるつきり来るなど、そやからやっぱり二億五千万くらいは載せとったら今年二億、来年ということで、うまいこといくだらうということだったと記憶しているんですよ。

ほんで今になって、過疎で延長になったからとか、そんな意味がじゃなくて、その当初予算、この間四月ですよ、四月にそういう話をして、今変わったんやったら、なんで変わったんかなということを知っているんですよ。

それやったら、もっと延長して、もっと楽な形の中で借り入れをしたらよかったのに、今になってその方向性が変わったという根拠を示してほしいというのですよ。(議場に声あり) …指示とか違いますよ。(議場に声あり)

○議長(川村家廣) 市長、発言を許していません。(議場に声あり) 市長、不規則発言はしないでください。(議場に声あり) (「五番」の声あり) 五番太田好紀議員。

○五番(太田好紀) こんな止める気もないので、あれですけれども、ただやはり四年ということでちゃんとした決まり事でやってきて、変わるなら変わった方がいいのですよ。そやけど、市長の判断でやるのか、そんな問題じゃないんですよ。計画があつて四年間で買い上げること、始まつて、やってきて、ほんで今になったら過疎法のことと変わったというのなら、なんで当初予算でその話はなかったですよ。そやからその間に変わるんやったら、なんで変わったんぞということ聞きたいので、また後日で結構ですから、もうちよつとそこら明確に担当はすべて把握(「市長の指示」の声あり) 明確に答えられるようにしておいてもらわな、ちゃんとその辺のことだけは認識をね。(議場に声あり) 市長がまるつきり認識がないので、まるつきりわからないから、やっぱり部長らがしつかりしてもらわんならね。まるつきり論外の話ですから、また後日で結構ですから、文書で、全員の議員さんに説明できるように文書で通達してください。お願いします。

終わります。(「九番」の声あり)

○議長(川村家廣) 九番益田吉博議員。

○九番(益田吉博) 四年計画ですということになったんやろ。ほんで二十二年度ね、この間市長のタウンミーティングで六億一千万かなんか黒字やと言っているわけですよ。(「はい。」の声あり) そのお金で五千万といわんと一億も二億も買い戻しておいたら来年楽なんちゃうの。総務部長、来年なんか過疎の枠がないとか何とか言うて、四年を五年にするとうとんのやろ。今年、お金ようけ余るのやったら、何も五千万とちがつて二億ほど買い戻しといたら、来年で終えるように、俺は単純に思うんですけど、余りわからへんけれども、できるんちゃうん。無理やり延ばさんでも、今年、六億一千万お金余つたつていうとんのやさかい。それやったら、公社のやつ楽にしたつた方が金利も助かるんちがいますの。それも出来しませんのけ。

○議長(川村家廣) 下村総務部長。

○総務部長(下村洋次) 九番益田議員さんの御質問にお答え申し上げます。

確かに黒字が出ておりますので、買い戻しは可能なんです、ただ財源的に過疎債を活用すること、ここで戻りがありますので、公社の健全化を図ると同時に、やっぱり一般財源をつつ込んで解消するというよりも、やっぱり有利な過疎債を充当して公社の健全化を図っていくというのが、

大きな意味合いがありますので、そういうことで答えさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（川村家廣） 九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博） 要するに過疎債の枠があつて、それはもちろん過疎債を利用していただいたら、これは得な一般財源をもつていくよりそれはわかりません。ことしも過疎債はいっぱい、来年もまだ残り全部解決しようと思つたらできない。だから太田議員が言うている四年計画はどないなつたんぞよということと違うんかな。

市長が六億一千万余つたさかいつて、それを一般財源で余つたやつをぼおんと借金返したから、恐らく使われないさかい不利やというのはわかりません。ようわかりました。それはわかりました。そしたら今年もう過疎債を利用しようと思つたら五千万がいっぱいやと、この残り来年二億五千万なり三億、これまた不可能やと、枠が足りないよ、その次にまた回していくと、そしたら四年計画が一体なんやつたんかなと、四年計画を立てるときに過疎債の枠とかそんななん何も考えらんと、ただ単なる四年くらいで返そうよというくらいの計画やつたということですか。

副市長、あんたここの理事長やさかい一遍答えてください。あんたが一番責任者や。

○議長（川村家廣） 益田議員、厚生で、委員会付託ですけれども、そこでやっていただいたらあきませんか。（「わかりました。」の声あり）
質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣） 次に日程第十三、議第六十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美） 議第六十三号 平成二十二年度五條市一般会計補正予算（第三号）議定について。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明を求めます。下村総務部長。

〔総務部長 下村洋次登壇〕

○総務部長（下村洋次） ただいま上程いただきました議第六十三号 平成二十二年度五條市一般会計補正予算（第三号）議定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成二十二年度五條市一般会計補正予算書(第三号)を御覧いただきたいと存じます。

一ページをお開き願います。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ二億七千七百五十七万四千円の追加でございまして、予算の総額は、歳入歳出それぞれ百五十五億一千九万二千円となります。

それでは、まず歳出について説明させていただきます。

主なものについてのみ説明させていただきますので、御了承賜りたいと存じます。

十ページをお開き願います。

二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費につきましては、五條市名誉市民条例に基づく名誉市民授与式に必要な経費の補正で、十一節需用費六十五万円は名誉市民章、記念品等物品の購入費及び印刷代等でございます。

二項徴税費、二目賦課徴収費、十三節委託料百九十七万九千円につきましては、市が国から所得税確定申告書のデータ送信を受ける国税連携のための、ASPと申しまして、専用回線を利用したソフト利用サービスの初期導入に係る委託料でございます。

十一ページに移りまして、三款民生費、一項社会福祉費、八目老人福祉費、十九節負担金補助及び交付金九千二百三十二万四千円は、今年度民間事業者が西吉野町内に整備予定の、高齢者介護施設「認知症高齢者グループホーム」と「小規模多機能型居宅介護事業所」の整備及び開設準備に対する補助金でございます。財源は全額県補助金でございます。

次に、四款衛生費、一項保健衛生費、二目予防費、十二節役務費二百六十六万円につきましては、ヒブワクチン予防接種及び肺炎球菌ワクチン予防接種の費用を一部公費負担するための予防接種手数料でございます。

四目老人保健事業費、十三節委託料三百三十五千円につきましては、女性特有のがん検診推進事業による節目年齢の受診者の自己負担無料化に伴う、子宮がん検診及び乳がん検診委託料の追加でございます。

九目水道事業繰出金、二十八節繰出金四百九十四万四千円につきましては、簡易水道特別会計への繰出金の追加でございます。

十二ページに移りまして、二項清掃費、二目塵芥処理費、十一節需用費五百万円は、点検作業で早急な対応を要することが判明したごみ焼却施設の「再燃バーナー」の修繕料でございます。

十三節委託料二千九百七十万円につきましては、塵芥収集業務委託料の追加でございます。

五目し尿処理施設建設事業費、十三節委託料四百二十万円につきましては、新し尿処理施設の基本設計業務委託料でございます。

六目塵芥処理施設建設事業費、十三節委託料六百八十四万八千円につきましては、新塵芥処理施設建設に係る地形測量業務委託料及び基本構想策定業務委託料でございます。

次に、五款農林業費、一項農業費、三日農業振興費、十九節負担金補助及び交付金三千六百七十一万四千円は、農業に意欲のある経営体の育成・確保のための、農業用機械・施設等整備事業に対する農業経営構造対策補助金でございます。財源は全額県補助金でございます。

六目地籍調査費、十三節委託料四百五十万円につきましては、地籍測量業務委託料の追加でございます。

次に、六款商工費、一項商工費、二目商工振興費、十一節需用費五十万円につきましては、企業誘致用パンフレットの印刷代でございます。

十三ページに移りまして、七款土木費、四項都市計画費、一目都市計画総務費、十一節需用費百万円につきましては、国道二四号歩道設置事業の用地取得等に係る事務費で、財源は全額国庫の委託金でございます。

次に、十三節委託料五百万円は、(仮称)新金剛トンネル基本構想調査業務委託料でございます。

二目都市公園管理費、十八節備品購入費百三十万円につきましては、老朽化により早急な取替えが必要となった上野公園南側浄化槽ブロワーの購入費でございます。

次に、八款消防費、一項消防費、三日消防施設費、十五節工事請負費三百五十万円につきましては、新規消防隊員等の訓練のため、消防署向かいの借地に設置する簡易訓練塔の新設工事費でございます。

次に、九款教育費、一項教育総務費、二目事務局費、七節賃金四百七万二千元につきましては、緊急雇用創出事業により、県補助金を財源として雇用の特別支援教育サポーター及び生活指導員の臨時雇い賃金でございます。

十四ページに移りまして、六項社会教育費、十二目文化財保護費、十三節委託料二百五十五万六千元につきましては、特別天然記念物カモシカ食害対策事業に係る防護柵設置委託料でございます。財源は、国・県の補助金及び造林地所有者の負担金でございます。

十四目五條文化博物館費につきましては、来年度から再開に向けての博物館設備機器等の点検・修理・整備に係る経費でございます。十二節需用費九百七万円は、博物館設備、展示システム等修理に係る修繕料でございます。

十三節委託料三百六十一万二千元は、設備保守点検、展示解説パネル製作等業務の委託料でございます。

十五節工事請負費二百三十万円は、身体が不自由な来館者等の移動に配慮するための通路仕切用パーテーションの設置工事費でございます。

次に、十一款災害復旧費、一項公共土木施設災害復旧費、一目道路橋梁災害復旧費、十五節工事請負費一千三百万につきましては、七月十三日、集中豪雨により路肩が崩壊した市道小和一七号線及び大沢四号線の災害復旧工事費でございます。

十五ページに移りまして、二項文教施設災害復旧費、一目公立学校施設災害復旧費、十三節委託料二百万円、十五節工事請負費三千四百六十五万円につきましては、集中豪雨により崩落した北宇智小学校運動場法面災害復旧工事の測量設計業務委託料と復旧工事費でございます。

次に歳入について御説明申し上げます。

五ページに戻っていただきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を御覧ください。

十款地方交付税で六千六百十三万九千円、十二款分担金及び負担金で七十万円、十四款国庫支出金で三千九百二十二万五千円、十五款県支出金で一億四千二百八十八万円、十九款諸収入で四十三万円、二十款市債で二千八百二十万円を追加いたしましたして、歳入歳出の均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。（「九番」の声あり）

○議長（川村家廣）九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博）ちよつとすみません。

衛生費のところ、部長また測量業務委託料三百八十四万八千円が出ておりますけれども、これはもう三回目、四回目ですか。ゼロ修正されておると。その理由は地元との交渉というか、同意が得られないという理由ですけれども、測量するって何番地を測量するのですか。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）九番益田議員の質問にお答えをさせていただきます。

測量業務でございます。測量業務につきましては、南阿田九番地そこを中心に大体七ヘクタールの測量を考えており、その部分の地形測量でございます。以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（川村家廣）九番益田吉博議員。

○九番(益田吉博) 九番の周辺七ヘクタール、何番と何番ですか。

○議長(川村家廣) 生活産業部長。

○生活産業部長(櫻井敬三) 九番益田議員の再質問にお答えいたします。

今手持ちに、地番図の資料は持ち合わせておりませんが、資料を見るとわかるのですが、今は持ち合わせておりません。申し訳ございません。以上です。(「九番」の声あり)

○議長(川村家廣) 九番益田吉博議員。

○九番(益田吉博) あのね、部長。これ最初私が言ったように、三回も、今四回目ですか、出してきてゼロ修正されて、また出てきているわけですよ。資料を持ってないとか、九番地周辺って、そんなんでよく何遍も予算つけてきますな。それがちよつと私は考えられへんのやけどね。

わかっとなのやと思いますけれども、七ヘクタールか八ヘクタール、その周辺を測量するって、地主七ヘクタール分、了解してくれていますのん。

○議長(川村家廣) 生活産業部長。

○生活産業部長(櫻井敬三) 九番益田議員の質問にお答えします。

そこには市の地上権、山も含めてございます。ただ今の予算のついていない段階で、そういう地権者の了解どうのというのじゃなしに、市が必要な部分、これは基本構想とも関係しますが、その全体の必要な面積に合った形で、測量が必要になってきますので、今は計画を入れるための地形測量とということとさせていただきたいなど。このための、地元の説明会を開かせていただいて、了解をいただいた中で測量するための予算を計上させていただきます。

そういうことで、挙げさせていただきました。

以上です。(「九番」の声あり)

○議長(川村家廣) 九番益田吉博議員。

○九番(益田吉博) 地形測量をするのに七ヘクタールか八ヘクタール、地主の了解は得なくても地形測量ってできるのですか。

今地主の了解を得るまでに、議会で補正予算が認められたらという話と受け止めたんやけどね。地元があなたもよく知っているとおり、地元は別段喜んでいてもなし、市からも再々公文書が来る中で、地元は地元で公文書を送っていると思います。

ちよつと話が長くなって悪いですけども、去年の、二十一年度はもうやめときます。部長、二十二年の四月二十八日に吉野市長から、南阿田の自

治会宛てに説明会を開いてくれという文書が来た。その中に、日は二十二年五月七日から五月十二日の間に開け、時間は七時三十分、場所はここやと、こういう文書が来ておりましたね。だからこれで役員会を開いた、市はなんぞよと。みどり園をさせてくれって頼みに来るのに、日も時間も場所も指定してくるのかよと、俺ところなめとんかということになったわけですわ、役員会では。この文書で。だからこの文書の返答を、滝の自治会長と南阿田の自治会長で、私にも証人に行ってくれということ、私にもみどり園と一緒に行って行ってくれということ、四月二十八日付けで依頼のあった、要するに説明会を開いてくれと、依頼のあったことに回答いたします。ただ一行、諸般の事情により説明会の開催はできませんという、文書を持って行きましたね。これ知ってくれていますな。私も出会ったから。自治会長に証人になって行ってくれと言われて行ったわけです。

これが四月の二十八日から五月の九日の返事ですやん。それからまあ何回かは自治会長さんにお話があつて、説明会をさせてくれというお話があつたのか知らんけれども、一切前向いて進んでないわけですやん。それにこれ、後へ後へと予算つけてきて、七ヘクターの測量をしたいとか、なるとか、どないしてしますの。こんな。なんか出来る方法ありますの。自治会がこない言うてるやつ。

そして、先ほど大谷さんも一般質問で言うてくれましたけれども、これを滝と南阿田の地区に郵送してきましたわな。八月の二十日ですか。総務部長知っていますんやろ。滝と南阿太の自治会に、一軒ずつ、これは私の家に入とつたやつですけれども、恐らく全家庭に入っているとありますけれども、南阿太地区は十七軒か八軒かしらんけれども、もうこんな資料は要らんということ、誰が行つたのか知りませんが、恐らく誰か代表がみどり園にこの資料を返しに行つたと私は聞いております。返しに行きましたな。南阿太地区ですよ。

滝地区においては、役員会を開いてこの通知が来て、八月の二十二日に滝の方々が役員会を開いております。資料が送付されてきた経緯についてかねてから市は本件について説明会の開催や資料の配付について要望してきている状態であった。しかし滝地区自治会では八月十日の役員会において資料を受けることよって、市側に勝手な解釈をされる要因になる可能性があり、また南阿田町自治会との兼ね合いもあるので一時保留預かりとしたと、そうしている折に八月十九日、夕方滝町自治会長宅にみどり園の責任者の、名前は言いませんけれども、責任者の方から二十日に区民を対象に資料を送付するという内容の電話があつたと、ちょうど自治会長が不在であつたため、帰宅後電話の掛けてきた方に電話を入れ、こんな一方的なやり方では市側との信頼関係が成り立たない。今後大きな問題を残すなど反論したが、既に市長の決裁が済んでいるので、二十日に送付するとの一方的な回答であつたと。そして市長の送付してきた文書内容の疑問点ということも話し合っているのです。昨年五月の市側の説明会では南阿田町地区の内容と滝町地区の説明内容が違っている点が多々あつた。よってこれ以降の説明を受けても不信が募る一方との見解から市側の要望に拒否をしていると。そしてもう一つは昨年九月以降も市側から二回の説明会の開催要望が幾度もあつたが、施設の規模等が昨年五月の説明を受けた内容と大きく相違しており、

矛盾している点が多々あったと。そして一方市側は自治会を介さず、滝町地区の特定区民を集め説明会を実施している、自治会としては全く遺憾であると思っっている。市側はどういった意図で市長まで臨席で説明に及んでいるのか、市は地元区民を分断させるのか、真意を図りかねると、今回吉野市長の冒頭文書において自治会との信頼関係が大切と考えていると述べているが、全く矛盾した話である。そして今年に入っても市側から二回の説明会の開催要望が幾度もあった。自治会としても役員会等の開催を行い、いろいろ検討してきた。そんな中、本年五月に市長名により南阿田町、滝町の両自治会長あてに説明会開催の文書要望があった。これにより本年五月九日に南阿田町、滝町両自治会の役員会を開催し検討した。この結果、市側の開催内容等が余りにも一方的、先ほど言いましたように、開催期日を限定、場所を限定、時間を限定なものであり、また自治会にも事情があったため、本年五月二十六日両自治会長により諸般の事情により説明会を受けられないと、私が一緒に行ったときの話です。これは両自治会独断の決定でなく、区民の意向を集約した結果であると、今回の資料配付の検討等について今年の七月ごろになって両自治会長に説明会が駄目なら区民に施設関係の資料を配付させてほしい等の要望があったが、市の独断でそんな資料を配付してもらっては区民を混乱させるのでやめてほしいと断っていた。一方自治会はこのことを全く放置していたのではなく、南阿田町で近々区民の総会を開催し、検討することを予定しており、滝町地区としては八月十日に役員会を開催し、検討した結果、この資料を受けることによって市側に勝手な解釈される可能性があるとして、また南阿田町地区との兼ね合いがあるので、一次保留しておくことになったと。そして、この文書の中に、この公共施設は本市の切実かつ重要な課題であると書かれているが、これほど大切な課題であればあるほど、今回の資料配付については軽視した取扱いであり、大きな疑問を持たざるを得ない。どのような公共施設であっても、設置うんぬんとなれば、地元に対するメリット、デメリットが生じるのは当然の話である。しかし、この焼却施設については、多くの問題点が山積みされている。幾ら地元住民の雇用の確保や景観問題関係でヒマラヤ桜に囲まれたグリーンなエネルギー制度の工場群が出来ても最重要課題は地域住民の安住と健康で健全な生活を送ることが出来る環境である。市は行政本位で事を進めずに、地域住民の立場に立った観点から何事も進めてほしい、行政あつての市民ではなく、市民があつての行政であると考えていることを、八月の二十二日にこれを送ってきて、すぐに役員さんが寄って、相談した結果です。これは部長のところに行つてないと思えますけれども、こんな状態の中で、何遍予算つけてもらつて、議会が通つてもどないして測量しますの。市の共有地が九番地にあるのは私も知っております。三町ほどあるのやろ、あれ。それかつて二十六名かなんかの地上権の登記もしてあるのやし、もう亡くなった方、出て行かれた方、八十数名になつてはいるはずですが。権利者は。市のなんぼ共有地でも自由にできないと思ひます。地上権の登記を打つてあるのやから、九十九年の。だから、川元さんと佐々木さんと私と行ったときに、川元さんは特に言うとした。地元とのもっと信頼関係を構築してくれと、滝の自治会長は勝手に滝地区に市が入るようなことはせんといってくれと。はっきり言うつもりと思ひますよ。あんたかつて書記しとった

んやから書いてあるんやろ。自治会長がそない言うところ。私も横に証人になって行ってくれと言われて、行って横でおったんやからね。

それが五月に言うてあるのに、なんでまたぞろ、またぞろ、部長、こんなもの考えられへんのえ、私にしたら。それどうでつか。今までのいきさつだけ議員さんにも賛成しとる議員さんもおるので、一遍自治会の様子を聞いてもらわなないことにはね。なんかなしに賛成や反対では私も具合が悪いし、もちろん自治会は具合が悪いのですね。

部長、このいきさつ、この通りですか。私の言うているの違いまつか。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）九番益田議員の質問にお答えをさせていただきます。

話のいろいろ経緯経過があるわけで、今言われたのは途中からじゃないかなという気はしたのですが。まず去年の一月に南阿田の会議の中で説明をさせていただき、そして四月に南阿田の自治会に、そして五月に滝の自治会に、これが第一回目の自治会の説明会でした。そして、その後、八月に両自治会の評議員会で説明をさせていただいた。これが地元に使っていただいた説明でございます。それをもって四回というふうに言っていたいて、今まで四回説明を聞いたということになっておるわけですが、去年の八月であります。それから丸一年、その間私の前任でございますが、再三再四開催をお願いに行っています。文書も公文書を出しました。そして去年の十月にはやはり一回目の説明は聞いたけれども、もう少しわかるような形のものがないとなかなか説明してもらってもわからない、そういう経緯があつて、十二月の補正に初めてこの予算のうちの構想を先にあげさせていただきますました。それが地元の合意がないからというて否決になりました。

その後も引き続き開催のお願い、文書も使ってもらった中で、地元から二月に、今の時期にもう役員が替わるのに開催なんか今開いても具合悪いというお話があつて、それも文書でいただきました。そういうことで、我々は八月からお願ひしておつたのに、今二月になってから役員が替わるからというのは、それは心外ですよと、今までずっとお願いをしておつたんやから、何とか説明会をお願いしますということでしたら、両自治会からそういう文書を会長の両自治会名の公印ついて出てきた。これは尊重しなければなりませんので、そういうことでお受けしてそういう形で、そしたらもう少し時期を待つてということ、この二十二年度になりました。

二十二年度になって、私就任するなりすぐ両自治会長にあいさつに、お願ひに行きました。あいさつ兼ねて説明会の開催もお願ひしました。そういう中でいろいろ文書もまた出させていただきましたが、なかなか市議会の、滝については会長さんが替わられたということもございます。そしてそういうしているうちに、このお願ひしますと言うても、また役員が替わったら開く形で公文書をいただいた、自治会としての公文書をいただいたと、け

れども前に進まないで、大変それは申し訳ないと思いましたが、八月からの経緯があるので、今度は先ほど益田議員が言われたように、文書を出すときには、もういつからいつまでの間にお願いますという形の文を入れられました。これは初めからそういうことを入れると大変失礼にあたりますし、我々も自治会に対してそういう失礼なことはするつもりは毛頭ございません。

そういう中で、自治会と信頼関係を築かなあかと、そのときに益田議員、それと両自治会長、私も出会わせていただいたとおりです。諸般の事情で開催はできないことでした。諸般の事情とは何ということも教えてはいただけませんでした。しかしその中で一番我々が、また自治会にとっても必要なのは、やはり信頼関係と言えば、話し合いをしていく、話し合いをしてお互いにひざを突き合わせて話をしていく。これが信頼関係を構築しようと思えば、お互いにそうするということになるのではないかなということ、そのときに諸般の文書は、これはいただくけれども、しかし説明会開催をお願いしますと、これはそのときに私がお願いをさせていただきました。

そういう中で、引き続きお願いをしましたが、その中に六月になったら自治会の方で、説明会を、自分らで、両自治会することになるので、それでしたら誤った情報で説明会をしていただくとその結果をもって自治会の賛否が問われると、非常にそれは説明した人にも迷惑が掛かりますよと、市の本来の考え方でやってください。説明は。そういうことで、ということ、今お送りした書類を自治会長にお渡しさせていただきました。そして、この資料で何とかしたら自治会の方で説明するのではありませんかよろしくお願いしますということを申し上げました。

しかし、いつまでもこのままというわけにもいきません。去年の八月から八月で丸一年、そこから盆までにはお願いしますよということを申し添えてその書類も渡させてもらいました。そして盆が過ぎても開くと行ってはいただいただけだったので、それで八月の二十日にこの文書を郵送させていただきました。そして、後は今益田議員が言われたように、その文書を南阿田、そして滝で何人かの方はそれを返しに來られたということになっております。

しかし、この前のタウンミーティングのときにも、一向に何も市から話さないのに、もう新しいごみ処理施設の建設は取りやめになったのか、どうなったんやという質問もいただきました。我々はそのときに、私はずっとお願いをしていますし、あの文書を二十日付けで郵送させていただきましたおかげで、初めて知っていた方もおられるんだと、役員さん、評議員さんは知っていたので、なかなか末端の自治会員、皆さんは御存じじゃなかったんかなと、そこからそういう中で、あれはどうなつとんやという御質問をいただいたので、今のような経緯を説明いたしました。益田議員も出席されておったので御存じやと思いますけれども、そういうことで、また地元にはこちらが思ってもない民間のおかしな業者に事業を任すとか、家畜のふんによるを持ってくるとか、そういう風評も流れたというのも確認をしましたので、併せて八月の二十日にそういうことをふっしよくするとい

ますか、市として自治会の皆様に正確な情報を知っていただくという意味において郵送をさせていただいたわけでございます。

その後、今信頼関係の必要性、これは私も十分に感じております。今後この予算も挙げておりますけれども、十分話し合いをして、二回目の説明会、またその後の説明会と、決してこの説明を聞いたかとか、市の勝手な解釈とか、今おっしゃっていただきましたけれども、そういうことをするつもりはございません。お互いに話し合いをして、いい方にといい方にならなければいいかと、そういうふうな形で御理解をいただけるようにと、努力はし、これからも努力をさせていただきますので、どうか御理解いただきますように、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（川村家廣）この際、申し上げます。双方共にもう少しめいりよう、的確に質問、答弁をお願いいたします。（「九番」の声あり）

○議長（川村家廣）九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博）はい、短くやらさせていただきます。

私の言うた流れも合っておりますし、部長の言うた流れもほぼ合っていると思います。

しかし、自治会との約束が、歯車が合っていないというだけであって、それだけのことです。終わります。

○議長（川村家廣）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第十四、議第六十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第六十四号 平成二十二年度国民健康保険特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。森本健康福祉部長。

〔健康福祉部長 森本敏弘登壇〕

○健康福祉部長（森本敏弘）ただいま上程いただきました議第六十四号 平成二十二年度国民健康保険特別会計補正予算（第二号）議定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成二十二年度 五條市国民健康保険特別会計補正予算書（第二号）を御覧いただきたいと存じます。まず、一ページについて御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ、五百九十九万九千円の追加でございます。歳入歳出の予算総額を四十三億三百九十九万九千円とするものでございます。

次に、四ページ下欄の歳出から、御説明申し上げます。

十款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、六目交付金返還金、二十三節償還金利子及び割引料五百九十九万九千円につきましては、療養給付費交付金の返還金であります。

平成二十一年度の医療費の実績精算の結果、退職者医療療養給付費交付金において、もらい過ぎがありましたので、社会保険診療報酬支払基金に超過分を返還するものでございます。

次に、歳入につきまして御説明申し上げます。

同四ページの上欄を御覧ください。

十款繰越金、一項繰越金で、前年度繰越金五百九十九万九千円を追加いたしました。歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「五番」の声あり）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）今の中で、もらい過ぎとすることを部長、言われましたね。そのもらい過ぎとはどういうことか説明願いたいと思います。

○議長（川村家廣）森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘）太田議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

この交付申請の時期なんです。四月から十二月分の実績と一月から三月分の想定を見込んで申請をいたします。その中で、一月分から三月の分がどうしても想定よりも少なかったというような状況なので、その差額分がもらい過ぎであったということで、返還をするということで、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（川村家廣）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第十五、議第六十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第六十五号 平成二十二年五條市簡易水道特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。辻本上下水道部長。

〔上下水道部長 辻本衡司登壇〕

○上下水道部長（辻本衡司）ただいま上程いただきました議第六十五号 平成二十二年五條市簡易水道特別会計補正予算（第一号）議定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成二十二年五條市簡易水道特別会計補正予算書（第一号）を御覧いただきたいと存じます。

まず、一ページをお開き願います。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ七百八十六万円の追加で、歳入歳出予算総額は、それぞれ三億六千五百六十万円でございます。

内訳につきましては、四ページの最後、三の歳出から御説明を申し上げます。

一款総務費、一項総務管理費、一目業務費、十一節需用費六百万円につきましては、西吉野町統合原水供給施設の送水ポンプの修繕及びその他の地区の施設におきまして浄水機器等の修繕料でございます。

次に、十三節委託料五十万円は、漏水調査及び送水管内の状況調査費であります。

また、十五節工事請負費百三十六万円につきましては、県道勢井宗川野線道路改良工事に伴いまして支障となる水道配水管移設工事の必要となった分を追加補正するものでございます。

なお、同じページの二の歳入におきまして、三款繰入金、一般会計からの繰入金四百九十四万四千円、また四款繰越金におきまして、前年度の繰越金二百九十一万六千円を計上いたしまして、歳入歳出の均衡を図っております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第十六、議第六十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第六十六号 平成二十二年五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。森本健康福祉部長。

〔健康福祉部長 森本敏弘登壇〕

○健康福祉部長（森本敏弘）ただいま上程いただきました議第六十六号 平成二十二年五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十二年度 五條市介護保険特別会計補正予算書（第一号）を御覧いただきたいと思います。存じます。

一ページについて御説明を申し上げます。

今回の補正予算額は歳入歳出それぞれ三千百七十三万七千円の追加でございます。歳入歳出の予算総額はそれぞれ三十二億四千三百四十三万七千円となります。

それでは、四ページの歳入から御説明を申し上げます。

七款繰入金、二項基金繰入金、二目介護従事者処遇改善基金繰入金二十二万六千円は、繰入金の追加でございます。

次に、八款繰越金、一項繰越金、一目繰越金三千百五十一万一千円は、前年度よりの繰越金でございます。

次に、五ページの歳出でございます。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費、十一節需用費二十二万六千円は、介護保険事業に係るパンフレットの印刷製本費の追加であります。次に、四款基金積立金、一項基金積立金、一目介護保険財政調整基金積立金一千二百四十五万円につきましては、過年度よりの給付費等を基金に積み立てるものであります。

次に、五款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、三目償還金一千九百六万一千円につきましては、平成二十一年度介護保険特別会計の精算による国庫・県費・支払基金への償還金でございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第十七、議第六十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第六十七号 平成二十二年五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。森本健康福祉部長。

〔健康福祉部長 森本敏弘登壇〕

○健康福祉部長（森本敏弘）ただいま上程いただきました議第六十七号 平成二十二年五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）議定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成二十二年五條市後期高齢者医療特別会計補正予算書（第一号）を御覧いただきたいと存じます。まず、一ページについて御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ八十五万円の追加でございます。歳入歳出の予算総額を三億八千九百四十五万円とするものでございます。

次に、四ページ下欄の歳出から、御説明を申し上げます。

四款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、一目保険料還付金、二十三節償還金利子及び割引料八十五万円につきましては、後期高齢者医療保険料の被保険者への還付金であります。

平成二十一年度において、被保険者が死亡などの理由により、既に納付済みであった保険料に返還の必要が生じたため、還付金の追加をすることがあります。

次に、歳入につきまして、御説明を申し上げます。

同四ページの上欄を御覧ください。

四款繰越金、一項繰越金で、前年度繰越金八十五万円を追加いたしました。歳入歳出の均衡を図ったものでございます。以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第十八、認第一号から認第十一号までを一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）認第一号 平成二十一年度五條市一般会計歳入歳出決算認定について。

認第二号 平成二十一年度五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認第三号 平成二十一年度五條市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について。

認第四号 平成二十一年度五條市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。

認第五号 平成二十一年度五條市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認第六号 平成二十一年度五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について。

- 認第七号 平成二十一年度五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。
認第八号 平成二十一年度五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について。
認第九号 平成二十一年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。
認第十号 平成二十一年度五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。
認第十一号 平成二十一年度五條市水道事業会計決算認定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。谷口会計管理者。

〔会計管理者 谷口幸雄登壇〕

○会計管理者（谷口幸雄）失礼いたします。

ただいま上程をいただきました認第一号から認第十一号までの平成二十一年度一般会計、各特別会計及び企業会計の歳入歳出決算につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成二十一年度五條市歳入歳出決算書を御覧いただきたいと思ひます。

二ページ、三ページをお開き願ひます。

五條市会計別歳入歳出決算総括表により要点のみにつきまして御説明を申し上げますので、御了承を賜りたいと思ひます。

まず、認第一号の一般会計につきましては、歳入歳出予算現額百九十二億四千五百七十四千四百四十三円に對しまして、収入済額は百七十九億六千七百七十二万二千六百六円でございます。支出済額が百七十億五千四百八十八万一千六百六十六円でございます。歳入歳出差引額が九億一千二百九十四万九千四百四十円となります。

なお、平成二十二年年度への繰越事業に伴います繰越しすべき財源が、繰越事業費十五億一千六百三十四万五千二百四十六円のうち二億六千五百八十二万九千二百四十六円でございます。

したがひまして、これを差し引きいたしました平成二十一年度実質収支額は六億四千七百一十一万一千六百九十四円の黒字決算となります。

この内容につきましては、決算書の四百五十四ページに計上してございます。後ほど御清覧いただきたいと思ひます。
続きまして、認第二号の国民健康保険特別会計につきまして、御説明申し上げます。

予算現額四十三億九千二百六十八万七千円に對しまして、収入済額が四十五億一千八百八十三万七千四百四十四円、支出済額は四十一億六千六百八十八万七千七百円でございます。歳入歳出差引額が三億五千九百九十四万三千六百四十四円の剰余金をもつて決算した次第でございます。

次に、認第三号の簡易水道特別会計につきましては、予算現額五億四千七百六十五万円に對しまして、収入済額四億六千八百九十万三千二百四十六円、支出済額は四億二千九十八万五千六百一十円でございます。歳入歳出差引額は六千五百九十一万七千六百四十五円となります。

なお、平成二十二年度への繰越事業に伴います繰越しすべき財源が、繰越事業費一億三千二百五十万円のうち六千三百万円でございます。したがって、これを差し引きいたしました平成二十一年度実質収支額は、二百九十一万七千六百四十五円の決算となります。

この内容につきましては、決算書の五百二十八ページに計上してございますので、後ほど御清覧いただきたいと思ひます。

次に、認第四号の老人保健特別会計につきましては、予算現額六百六十万円に對しまして、収入済額が四十六万六千五百一十円、支出済額は百十三万二千二百四十四円でございます。歳入歳出差引額が四千五百五十一万九千六百六十九円の決算となります。

次に、認第五号の下水道事業特別会計につきましては、予算現額十五億五千八百四十八万二千六百五十円に對しまして、収入済額が十四億六千八百三十七万八千四百五十五円、支出済額は十四億四千七百八十一万一千四百四十五円でございます。歳入歳出差引額は二千五十五万九千四百円となります。

なお、平成二十二年度への繰越事業に伴う繰越しすべき財源が繰越事業費九千二百五十九万九千四百円のうち、二千五十五万九千四百円でございますので、これを差し引きいたしました、平成二十一年度の実質収支額はゼロ円の決算となります。

この内容につきましては、決算書の五百七十六ページに計上してございますので、後ほど御清覧いただきたいと存じます。

次に、認第六号の墓地事業特別会計につきましては、予算現額七百六十三万円に對しまして、収入済額二百五十二万三千七百三十九円、支出済額は二百九万五千八百二十円でございます。歳入歳出差引額は四十二万七千九百三十七円となります。

なお、平成二十二年度への繰越事業費五百五十万円の中で、繰越しすべき一般財源はございませんので、この四十二万七千九百三十七円が決算となります。この内容につきましては、決算書の五百九十四ページに計上してございますので、後ほど御清覧いただきたいと思ひます。

次に、認第七号の介護保険特別会計につきましては、予算現額三十一億五千三百六十万一千円に對しまして、収入済額は三十億九千四百五十万六千四百五十八円、支出済額が三十億六千二百九十九万四千六百九十九円でございます。歳入歳出差引額が三千五百一十一万一千八百四十九円の決算となります。

次に、認第八号の大塔診療所特別会計につきましては、予算現額五千六百五十五万円に對しまして、収入済額は五千七十九万一千六百四十三円、支

出済額が四千六百六十九万八千四百六十六円でございます。歳入歳出差引額が四百九万三千五百九十七円の決算となります。

次に、認第九号の農業集落排水事業特別会計につきましては、予算現額二百十万円に対しまして、収入済額は二百七十万二千五百九十九円、支出済額が百九十八万五千七百七十一円でございます。歳入歳出差引額が七十一万四千四百八十八円の決算となります。

次に、認第十号の後期高齢者医療特別会計につきましては、予算現額三億九千五百四十一万一千六百円に対しまして、収入済額は三億八千三百五十三万六千四百二十円、支出済額が三億六千六百五十万九千五百十六円でございます。歳入歳出差引額が一千七百二万六千九百四十四円の決算となります。

次に、認第十一号の五條市水道事業会計につきまして、御説明を申し上げます。

別冊の平成二十一年度五條市水道事業会計決算書を御覧いただきたいと思います。

一ページから二ページをお開き願います。

決算報告書により御説明を申し上げます。

まず、(一)の収益的収入及び支出では、収入第一款水道事業収益の決算額七億二千四百八十七万四千五百七十二円に対しまして、支出第一款水道事業費用の決算額が六億六千二百九十九万四千五百一十円でございます。これら収支差し引き額から消費税及び地方消費税資本的収支調整額百七十一万一千四百円を差し引きいたしました当年度純利益は、三ページをお開き願います。下から三行目のとおり、六千九百六十八万六千七百七十一円の純利益でございます。

なお、下から二行目でございます。前年度繰越利益剰余金二千七百六十六万九千三百三十三円を加算いたしました当年度未処分利益剰余金は八千二百四十四万五千三百六十四円でございます。

それではもう一度、一ページから二ページをお開き願います。

中ほどでございます。(二)の資本的収入及び支出につきましては、収入第一款資本的収入の決算額二千七百八十六万三千百円に対しまして、支出第一款資本的支出の決算額が二億三千二百四十七万一千八百九十八円でございます。

一番下の表の欄外を御覧願います。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、二億一千六十八万七千七百九十八円となりまして、この不足額につきましては過年度分損益勘定留保資金三百六十八万四千三百六十九円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額百七十一万一千四百円、及び当年度分損益勘定留保資金二億五千二百一十一万三千二百九十九円をもって補てんした次第でございます。

以上で認第一号から認第十一号までの各会計の決算につきまして御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をいただき、御承認を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員から決算並びに財政及び経営健全化の審査意見を求めることといたします。川元憲釋代表監査委員。

〔代表監査委員 川元憲釋登壇〕

○代表監査委員（川元憲釋）ただいま発言の許可をいただきましたので、「平成二十一年度の五條市一般会計、特別会計、基金会計の運用状況及び水道事業会計の決算並びに平成二十一年度の五條市財政及び経営健全化」の監査委員の審査意見を報告させていただきます。

お手元の別冊五條市決算及び財政経営健全化審査意見書を御覧願います。

まず意見書の一ページからは一般会計、特別会計など、八十ページからは水道事業会計の決算審査で、更に百二ページからは、財政及び経営健全化の審査であります。

順次、お聞き願います。

まず初めに、一ページの一般会計及び特別会計ほかであります。第一の審査対象会計は、平成二十一年度の一般会計を始め、国民健康保険特別会計など八特別会計の決算及びこれらの会計の附属書類並びに土地開発基金など十一基金の運用状況の調書であります。

第二の審査の期間は、一般会計は六月十五日から八月十日までの間、水道事業会計については五月十七日から六月十四日までの間に、議会選出の監査委員とともに事務局職員を補佐に実施しました。

第三の審査方法は、市長から提出された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書及び附属書類並びに基金運用状況調書を関係諸帳簿と照合し、計数の正確性、予算の執行状況並びに水道事業会計については、経営成績及び財政状況が適正に表示されているかについて検討し、併せて必要に応じ関係職員から説明を聴取し、審査を実施いたしました。

第四の審査の結果といたしましては、審査に付されました、各会計の決算は、いずれも関係法令を遵守して作成されており、計数は正確であったと認めました。

また、予算執行状況及び経営成績及び財政状況が適正に表示されており、おおむね適正であると認められました。

その中で、特に別冊の十ページの表において述べさせていただいておりますように、経営収支比率と実質公債比率の改善が見られたところでありま

す。

第五の審査の意見につきましては、別冊の六十六ページにひととして、一般会計について、二として、特別会計について、三として、基金運用状況調書について、四として、その他については、特に各課で取扱います各種団体の会計事務については公金同様、透明性を確保するよう望むことを述べさせていただきます。

次に百ページにつきましては、水道事業会計として述べさせていただきますので、詳細につきましては後刻御清覧をお願いいたします。

次に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づく一般会計など「財政の健全化」及び水道事業会計の「経営の健全化」についての審査の意見であります。

これは、今年度の決算を議会に提出する際には、一般会計などにおいては健全化判断比率、具体的には「実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに資金不足比率」を算出し、財政の健全化の基準を、また水道事業会計につきましては資金不足比率を算出し経営の健全化の判断基準を設けるもので、自治体の財政の健全度を測るものさしとして、平成十九年度に加わったもので、先に述べましたとおり五項目からなっております。

その算定の基礎となる書類などを法令などに照らし、算出の基準となる数値などに誤りがないかなどを中心に、監査委員の審査に付し、その結果の意見を付け議会に報告するもので、その比率が「早期健全化基準及び経営健全化基準」の数値を超える市町村は、イエローカードといえる早期健全化計画あるいは、レッドカードと言われる財政再生計画を策定し、早急に改善に取り組まなければならないのであります。このことについては、議員各位には御案内のとおりであります。

それでは、別冊の審査意見書の百三ページをお開きください。

その「平成二十一年度五條市財政及び経営健全化審査意見書」でありまして、これは、一般会計を始め、九つの特別会計、五つの一部事務組合と土地開発公社などの市の関わるすべての会計を合わせたもので、名のとおり、いわゆる連結決算の財政指標の算出であります。

第一、審査の概要では、五條市の財政及び経営健全化審査について、市長から提出された経営化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成され、表示されているかどうかを主眼に審査を実施いたしました。

第二の審査の期日は、平成二十二年八月二日に実施いたしました。

第三の審査方法は、市長から提出された関係諸帳簿と照合し、計数の状況について検討し、併せて必要に応じ市の財政担当者を始め水道事業会計の

担当職員から議会選出の監査委員並びに事務局職員とともに説明を聴取し、審査を実施したところであります。

第四の審査の結果といたしましては、これらの基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成され、表示されていることを認めました。数値については、健全化判断比率及び資金不足比率として、掲載させていただいております。

また、第五審査の意見といたしましては、百三ページであります。前のページの平成二十一年度比率の数値と併せて御覧いただければわかりやすいかと思いますが、まず、一般会計、特別会計などの健全化判断比率のうち、①の実質赤字比率及び②の連結実質赤字比率については、赤字でありますので、いずれも早期健全化計画などの策定には該当いたしません。

次に、③の実質公債比率につきましては、一八・九パーセントで、早期健全化比率の基準の二五・〇パーセント及び④の将来負担比率についても二〇三・九パーセントで、これも早期健全化比率の基準の三五〇・〇パーセントと比較しますと、本市においてはいずれもこれを下回っております。

また、前年度比較においても、表のとおり数値の改善が見られます。

更に、法非適用企業の簡易水道特別会計などの⑤の資金不足比率についても、資金不足が生じておりませんので、経営健全化計画などの策定をすることには該当いたしません。

次に、一〇五ページの「平成二十一年度五條市水道事業経営健全化審査意見書」であります。法適用の企業会計は、本市では水道事業会計のみであります。

審査方法などについては、一般会計と同じ方法で同時に実施いたしました。

資金不足比率につきましても、水道事業会計についても、資金不足が生じていませんので、経営の健全化のための計画を定めることには該当いたしません。

なお、今回の法の定めております「早期健全化基準及び経営健全化基準」の設定基準の数値をすべて下回っておりますので、「健全段階」となりますが、これで市の財政が健全であるかのような印象を受けますが、決してそうではありません。

高齢化が進む中、本市の人口も減少傾向であり、経済の低迷により税収の落ち込みもあり、更に政権交代によります税制面の大改革が予測され、先行き不透明な面もありますが、財政運営面ではますます厳しくなる昨今、なお一層の市政運営全般の経費節減と合理化の遂行に、また水道事業においても、なお一層の経営の合理化に取り組まれることを望むものであります。

以上で、平成二十一年度五條市一般会計、特別会計、基金会計の運用状況及び水道事業会計決算並びに平成二十一年度五條市財政及び経営健全化の、

監査委員の審査意見の報告を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（川村家廣） 決算並びに財政及び経営健全化の審査意見が終わりました。（「十一番」の声あり）十一番 峯林宏政議員。

○十一番（峯林宏政） ただいま上程されており、認第一号から認第十一号までの十一議案は、いずれも平成二十一年度における各会計決算の認定でありますので、これら議案については、特に慎重審議を期するため、例年のおり決算審査特別委員会を設置していただきたいと思っております。

なお、委員の数は七人とし、その選任につきましては議長に一任したいと思います。

○議長（川村家廣） お諮りいたします。

ただいま峯林宏政議会運営委員会委員長から御提案がありましたように、本案は慎重審議を期するため、決算審査特別委員会を設置して、審査を付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。

よって本案は、決算審査特別委員会を設置して、これに付託することに決しました。

なお、決算審査特別委員会の委員の定数は七人とし、選任につきましては、あらかじめ御協議願っておりますので、私から指名をいたします。

一番 福塚 実議員、五番 太田好紀議員、八番 池上輝雄議員、九番 益田吉博議員、十一番 峯林宏政議員、十四番 大谷龍雄議員、十五番 田原清孝議員。
以上、七人の方にお願いをいたします。

なお、正副委員長の選任並びに審査の日程等につきまして、御協議賜りたいと思っておりますので、各位には本会議終了後、直ちに議長室に御参集願います。

○議長（川村家廣） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日、十一日から二十三日までを休会とし、次回九月二十四日、午前十時に再開し、議案審議を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後六時五十分散会

